平成31年度

朝来市企業支援制度集

■朝来市の概要
■事業資金確保に関する支援
■企業誘致・工場等新増設に関する支援
■地域未来投資法に基づく支援
■製品製作・開発・受注機会確保等に関する支援
■創業・開業に関する支援
■企業の就業者確保・定着に関する支援
■消費税軽減税率制度の実施に伴う支援
■相談窓口一覧

目次

■朝来市の概要 2P

■事業資金確保に関する支援
1 朝来市中小企業融資 4P
2 朝来市中小企業融資利子補給事業 5P
3 朝来市信用保証料補助事業 5P
4 兵庫県中小企業融資制度 6P
5 政府系金融機関との連携施策 10P
6 地域創生キャンペーン
チャレンジサポートキャンペーン 12P
7 リピート5 ..... 16P
8 リードa 17P
9 事業性評価保証 タッグ 18P

■企業誘致・工場等新増設に関する支援
10 朝来市企業誘致及び雇用促進奨励金制度、
工場等新増設奨励金 19P
11 産業立地条例に基づく支援措置 21P

■地域未来投資法に基づく支援
12 税に関する支援 23P

■製品製作・開発・受注機会確保等に関する支援
13 朝来市機械等取得奨励金制度 24P
14 朝来市新製品・新技術開発等
促進補助金制度 24P
15 朝来市見本市等出展支援補助金制度 24P
16 異業種交流事業に必要な経費の補助 26P
17 ひょうご農商工連携ファンド
事業助成金 26P
18 設備貸与制度 27P
19 取引振興（受発注情報収集・提供） 29P
20 ものづくり企業の IoT 等
導入促進事業 32P
21 ひょうご中小企業技術・
経営力評価制度 32P
22 ひょうご専門人材相談センター 33P
23 兵庫県事業承継ネットワーク事務局 33P
24 次世代産業分野での
企業間連携による成長促進事業 34P
25 兵庫県最先端技術研究事業
（COE プログラム） 34P

■創業・開業に関する支援
26 朝来市にぎわい創出補助金 36P
27 和田山駅前活性化補助金 36P
28 移住起業者支援事業 37P
29 商店街新規出店・開業等支援事業
助成金 38P
30 商店街次代の担い手支援事業 39P
（若手商業者が取り組む実践活動を支援）
31 移動販売への支援 40P
32 ひょうご IT 関連事業所開設支援事業 40P
33 特例子会社・事業協同組合設立等助成金 43P
34 女性起業家支援事業 44P
35 若手起業家支援事業 45P
36 ミドル起業家支援事業 45P
37 シニア起業家支援事業 46P
38 クリエイティブ起業創出事業 47P
39 ふるさと起業・移転促進事業(一般枠) 48P
40 UIJ ターン起業家(東京 23 区)向け助成金 49P
41 高齢者コミュニティ・ビジネス
離陸応援事業 50P
42 新事業創出支援貸付 51P
43 ひょうごチャレンジ起業支援貸付 52P
（ひょうご神戸チャレンジマーケット連携事業）
44 ひょうごチャレンジ起業支援貸付 54P
45 地域創造的起業補助金 56P

■企業の就業者確保・定着に関する支援
46 朝来市企業就業者確保支援補助金 59P
47 兵庫型奨学金返済支援制度 60P
48 企業情報発信支援事業 60P
49 人材確保支援助成金 61P

■消費税軽減税率制度の実施に伴う支援
50 軽減税率対策補助金 64P

■受動喫煙対策にかかる中小事業者への支援策 69P

■相談窓口一覧 70P

朝来市の概要

ようこそ、朝来市へ。

朝来市は、平成 17 年４月１日、旧朝来郡４町（生野町・和田山町・山東町・朝来町）が合併して以来、それぞれの特性を生かしながら、「あなたが好きなまち・朝来市」を目指してまちづくりを進めています。

天空の城「竹田城跡」や日本遺産に登録された「生野銀山」などで広く知られる朝来市は、近畿地方最大の円墳「茶すり山古墳」など貴重な古墳が多く、発掘された副葬品などから、古代に但馬地方を統治した最高権力者がこの地を基盤としていたことがうかがえます。

地理的には兵庫県のほぼ中央、但馬地方の東と南の玄関口で、京都府（福知山市）や丹波・播磨地方に接しており、北近畿豊岡自動車道と播但連絡道路が和田山 JCT・IC で結節する高速道路と、東西方向の国道９号・国道 429 号、南北方向の国道 312 号・国道 427 号の４路線を中心として、主要地方道４路線、一般県道 10 路線で骨格を形成し、これらの道路に結節する市道が縦横に整備されています。

また、JR 山陰本線と JR 播但線が和田山駅で結節しており、大都市圏への交通の要衝として高い立地特性があります。

朝来市はこのような好条件を活かし、商工業の発展と既存企業の更なる活性化を図るとともに、企業誘致活動を積極的に展開し、産業の集積するまちづくりに取り組んでいます。

ぜひ豊かな自然に恵まれ、災害の少ない安全・安心なまち「朝来市」へお越しください。

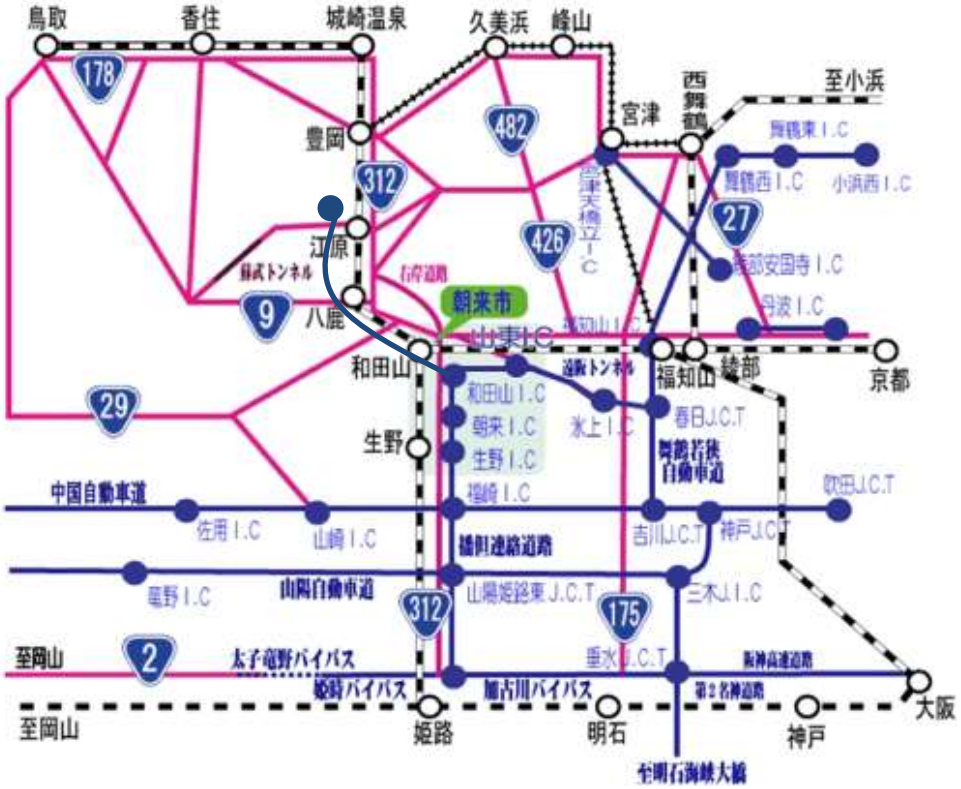

朝来市へのアクセス

朝来市は、兵庫県のほぼ中央部に位置し、京阪神からは鉄道、高速道路等を利用して、およそ 1 時間半から 2 時間で、また、姫路からは JR 播但線や播但連絡道路等を利用して、およそ 1 時間で直結する距離にあり、但馬・山陰地方と京阪神大都市圏を結ぶ交通の要衝の地にあります。

【JR ご利用の場合】

□山陰線・播但線　和田山駅下車

- ●大阪から特急で約 2 時間（福知山線経由）
- ●神戸から特急で約 2 時間（播但線経由）
- ●京都から特急で約 1 時間 50 分（山陰線経由）
- ●鳥取から特急で約 2 時間（山陰線経由）

【自動車ご利用の場合】

□中国自動車道（福崎 IC）→播但連絡道路（和田山 IC）下車

- ●大阪から約 2 時間
- ●神戸から約 1 時間 30 分

□中国自動車道（吉川 JCT）→舞鶴若狭自動車道（春日 JCT）→北近畿豊岡自動車道（和田山 IC）下車

- ●大阪から約 1 時間 50 分
- ●神戸から約 1 時間 30 分
- ●京都から約 2 時間

□国道 9 号線利用

- ●京都から約 2 時間 30 分
- ●鳥取から約 2 時間

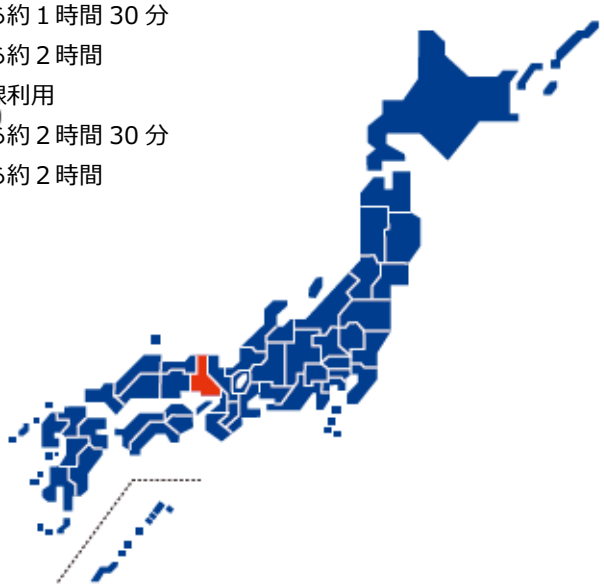

■お問い合わせ
朝来市　産業振興部　経済振興課
〒669-5292
兵庫県朝来市和田山町東谷 213-1
TEL　079-672-2816
FAX　079-672-3220

■朝来市ホームページ
https://www.city.asago.hyogo.jp

■あさご元気産業創生センター
https://www.a-pic.network
※本誌記載の内容については上記 URL からもご確認いただけます

支援制度一覧

事業資金確保に関する支援

朝来市の制度

1　朝来市中小企業融資

内　容

融資の種類	①長期資金		②短期運転資金	③経営革新支援資金	④企業育成資金	⑤開業資金
融資限度額（※）	20,000 千円		20,000 千円	30,000 千円	30,000 千円	30,000 千円
融資期間	10 年以内	5 年以内	1 年以内	10 年以内	10 年以内	10 年以内
据置期間	2 年以内	2 年以内	なし	2 年以内	2 年以内	2 年以内
融資利率	1.70%	1.60%	1.40%	1.16%	1.50%	0.91%
返済方法	元金均等返済		期日一時払	元金均等返済		
融資方法	取扱金融機関の定めるところによる					
担保及び保証人等	取扱金融機関及び兵庫県信用保証協会の定めるところによる					
NPO 法人の取扱い	可		可	不可	可	不可

（※）①と③～⑤、②と③～⑤を重複して利用する場合は、合計 30,000 千円以内の範囲で利用可能です

要　件

共通事項
- ●市税を滞納していない方（添付書類として市税納税証明書が必要です）
- ●市内に店舗又は事務所を有する市内居住の商工業者

①②の資金
- ●引き続き 6 ヶ月以上同一事業を経営している方

③の資金
- ●朝来市商工会等の指導、支援を受け、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に基づく認定を受けた者
- ●平成 20 年度以降に認定を受けられた方を対象とします
  ※兵庫県による事業認定が必要となります

④の資金
- ●朝来市商工会等の指導、支援を受けた経営の革新を目的とした事業計画を有する者
  ※専門家。金融機関、商工会、事業者による事業計画を策定する必要があります

⑤の資金
- ●融資申込日に市内に居住する者で、朝来市商工会等の指導、支援を受け、新規に事業を開始する事業計画を有する者
  ※専門家、金融機関、商工会、事業者による事業計画を策定する必要があります

融資の制限	長期資金と短期運転資金は重複して融資できません
取扱金融機関	但馬銀行・みなと銀行・但馬信用金庫・但陽信用金庫・兵庫県信用組合の朝来市内の各支店（順不同）

（次頁へつづく）

申込方法	申込書[３部（金融機関、朝来市、商工会用）]に必要事項をご記入の上、商工会を経由して取扱金融機関にお申込みください。※申込書は取扱い金融機関と商工会（支所）にあります
その他	審査によっては、ご希望に添えない場合があります
問い合せ先	朝来市　産業振興部　経済振興課　　☎079-672-2816 朝来市商工会　　☎079-672-2362

2　朝来市中小企業融資利子補給事業

内　　容	朝来市中小企業融資の「③経営革新支援資金」「④企業育成資金」「⑤開業資金」の５年以上の融資を受けた事業者に対して、支払利子金額（延滞利子を除く）を借入実行日から３年間利子補給
要　　件	●借入実行日が平成 29 年４月１日以降のもの ●利子補給申請事及び利子補給請求時に市税、市の使用料にその他これに類する市の納付金に滞納がない者 ※市税納税証明書の提出が必要です。また、使用料等に関しては市側で調査を行います
制度期間	平成 29 年度から３年間（利子補給は借入年度の翌年から行います）
そ の 他	朝来市信用保証料補助事業との併用はできません
問い合わせ先	朝来市　産業振興部　経済振興課　　☎079-672-2816 朝来市商工会　　☎079-672-2362

3　朝来市信用保証料補助事業

内　　容	朝来市中小企業融資制度の融資を受けた事業者が兵庫県信用保証協会による信用保証を受ける場合、融資申込時の契約における信用保証料について、市が半額を負担
要　　件	●借入実行日が平成 29 年４月１日以降のもの ●融資申込時に市税、市の使用料その他これに類する市の納付金に滞納がない者
制度期間	平成 29 年度から３年間
そ の 他	朝来市中小企業融資利子補給事業との併用はできません
問い合わせ先	朝来市　産業振興部　経済振興課　　☎079-672-2816 朝来市商工会　　☎079-672-2362

兵庫県の制度

4　兵庫県中小企業融資制度

内容・要件
ま と め

資金名		貸金使途	融資条件			申込みのできる方（主な内容を記載しているため、これら以外の要件などがある場合もあります）
			限度額	利率	融資(据置)期間	
新分野進出資金	第二創業貸付	設備運転	1億円	1.10%	10年（2年）	・現在の事業を継続しつつ、異なる新しい分野に進出する方 ※同一事業歴が1年以上必要（現在の事業をやめる場合は3年以上）
	事業応援貸付					・融資後、概ね2年以内に売上の増加が見込まれるなど、事業展開への各種取り組みを行う方 ・創業または新分野進出後1年以上5年以内の方で、新事業の発展が見込まれる方
	経営革新貸付			0.70%		・経営革新計画の県の認定を受けた方 ・事業承継を行う方　など
	海外市場開拓支援貸付		設備　3億円 運転　1億円			・県内において事業を継続しつつ、同一業種で海外事業を展開しようとする方
	新技術・新事業創造貸付		2億円 (うち運転1億円)			・新技術・新製品の開発を行う方 ・「先端設備等導入計画」によりAI、IoT等の先端設備を導入する方 ・健康・福祉・シルバー関連産業を営む方　など
設備投資資金	設備投資促進貸付	設備及びこれに伴う運転	3億円			・既存設備の更新を含む設備投資を行う方
	就労環境・福利厚生充実貸付			0.45		・雇用する労働者のため、社員寮や事業所内保育施設など、就労環境や福利厚生充実のための設備投資を行う方
	防災設備促進貸付	設備	3億円 特認　15億円	0.70% 特認0.45%	10年(2年) 特認15年（2年）	・耐震改修など防災関連の設備投資を行う方
観光・商業資金	商店街活性化貸付	設備及びこれに伴う運転	3億円	0.70%	10年(2年)	・商業施設などの整備を行う商店街振興組合など
	空き店舗等再生貸付	設備運転	3,500万円	0.45%	7年(1年)	・1年以上の事業歴があり、「ひょうご空き店舗情報(（公財）ひょうご産業活性化センター)」「空き家バンク(各市町)」に登録されている空き店舗・空き家を拠点として事業を行う方
	観光等設備貸付	設備及びこれに伴う運転	企業　7,000万円 組合　1億4,000万円	1.10%	企業　7年(1年) 組合　10年(1年)	・観光事業を営む方やレクリエーション、分煙設備の整備を行う方
	旅館等雇用対策貸付	運転	2億円	0.15%	7年(1年)	・旅館業を営む方で、耐震改修工事で休業期間中の雇用維持を図る方

（次頁へつづく）

内容・要件まとめ（つづき）

資金名		資金使途	融資条件			申込みのできる方（主な内容を記載しているため、これら以外の要件などがある場合もあります）
			限度額	利率	融資(据置)期間	
ユニバーサル資金	ユニバーサル推進貸付	設備	2億円	0.70%	10年(2年)	・観光施設のバリアフリー化、障害者・高齢者等を雇用することに伴う設備改善などを行う方
開業資金	新規開業貸付	設備運転	3,500万円（うち、経営者保証免除貸付500万円）	0.45%	7年(1年)	・新規に個人で、または新たに会社を設立して事業を開始する方 ・営業を開始して1年未満の方（既に他の事業を営んでいる方は対象になりません）
	経営者保証免除貸付					・新規開業貸付の要件を満たす法人で、取扱金融機関から当該貸付金額に対する1割以上の金額のプロパー融資を、経営者保証なしで原則同時に受けられる方
	再挑戦貸付		2,000万円		10年(1年)	・個人事業主または法人の経営者で、いったん事業を廃止し、事業廃止から5年以内に再起業を図る方
立地資金	拠点地区進出貸付	設備	100億円 ※融資対象事業費の80%	0.75%	15年(2年)	・県(産業立地室)の確認を受け、県が指定した拠点地区に進出し、県内常用雇用者を11人(促進地域は6人)以上雇用する方
	産業団地進出貸付		5億円 特認10億円 ※融資対象事業費の80%	1.05%	10年(2年)	・県(産業立地室)の確認を受け、県が定める産業団地に土地を購入・賃借し、進出しようとする方
経営安定資金	経営円滑化貸付	運転	1億円	0.80%	10年(2年)	・最近3ヶ月間の売上額などが前年同期に比べて5%以上減少している方　など
	危機対応貸付（大規模経済危機発生時に実施）	設備運転	2億8,000万円			・国が指定した大規模な経済危機、災害等の事象により売上額などが前年同期に比べて 15%以上減少していると市町長の認定を受けた方
	連鎖倒産防止貸付	運転	5,000万円		7年(1年)	・国が指定した倒産事業者に対し50 万円以上の債権を有する方など
	金融変化対策貸付			1.50%		・取引先金融機関の破綻・合併などにより資金調達に支障が生じている方
	企業再生貸付	設備運転	2億円	1.40%	15年(3年)	・兵庫県中小企業再生支援協議会、金融機関などによる支援体制が構築され、再生が見込まれる方など
					15年(1年)	・経営改善サポート保証（事業再生計画実施関連保証）を受ける方
	経営力強化貸付		2億8,000万円	1.00%	設備 7年(1年) 運転 5年(1年) 借換10年(1年)	・経営力強化保証を利用し、経営改善や経営力強化に取り組む方
借換資金	借換等貸付	県・神戸市融資制度等返済資金	1億円	1.50%	10年(1年)	・兵庫県中小企業融資制度などの既往借入金の借換により、経営の安定・改善が見込まれる方

（次頁へつづく）

内容・要件まとめ（つづき）

資金名		資金使途	融資条件			申込みのできる方 (主な内容を記載しているため、これら以外の要件などがある場合もあります)	
			限度額	利率	融資(据置)期間		
長　期　資　金		運転	企業　5,000 万円 組合　　1 億円	1.50%	10 年(２年)	・長期の一般的な運転資金を必要としている方	
短　期　資　金			3,000 万円		１年または６ヶ月	・短期の一般的な運転資金を必要としている方	
小規模資金	小規模無担保貸付	設備運転	2,500 万円	1.40%	７年(６ヶ月)	常時雇用する従業員が 20 人以下の方（商業・サービス業(宿泊業・娯楽業を除く)は５人以下）	・この資金の申込額を含め、保証協会の保証残高が 4,500 万円以下の方
	無担保・無保証人貸付		2,000 万円	1.20%			・この資金の申込額を含め、保証協会の保証残高が 2,000 万円以下の方
	特別小規模貸付						
経営活性化資金		設備運転	5,000 万円 運転資金のみは 3,000 万円	金融機関所定	５年(６ヶ月) 運転資金のみは３年(なし)	・取扱金融機関と１年以上の与信取引があり、短期間の審査により資金調達を図ろうとする方	

点線内の貸付を信用保証を付けてご利用の場合、保証料軽減措置（基準料率から２割軽減）を受けることができます
保証協会審査後、下表９区分のいずれかの保証料率が適用されます（一部の資金を除く）

保証料率区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
通常	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%
２割軽減後	1.52%	1.40%	1.24%	1.08%	0.92%	0.80%	0.64%	0.48%	0.36%

【原則】
●事業歴を問わず兵庫県内で事業実態があれば申込み可能です（ただし一部の資金については１年以上の同一事業歴が必要）
●兵庫県信用保証協会の保証が必要です
●審査により融資を受けられない場合などがあります
●第三者保証人は不要です。新規開業貸付一経営者保証免除貸付では法人の代表者を含む経営者の保証も不要です
（第三者保証人とは、友人・知人・取引先など直接融資申込人<または会社など>と関係のない方、または生計を別にする親族などの保証人をいいます）
※利率は年度途中で変更する場合があります
※担保及び保証人（第三者保証人を除く）は、保証協会または取扱金融機関の定めるところによります

対象者

●原則として、県内に事業所を有し、保証協会の保証対象業種に属する中小企業者及び組合等（NPO 法人も対象）
●次の場合は、県融資制度を利用できません
・保証協会の保証付融資を受け、返済が延滞している場合、及び代位弁済中である場合
・金融機関から融資を受け、返済が延滞している場合
・大企業等から単独で 50%以上の出資を受けている場合
・暴力団員等反社会的勢力と認められる場合　など

（次頁へつづく）

対象者（つづき）

●中小企業者

中小企業者	常時使用する従業員	資本金の額等
個人企業 NPO 法人	製造業・その他　300 人以下 卸売業・サービス業　100 人以下 小売業　50 人以下	―
会社		製造業・その他　3 億円以下 卸売業　1 億円以下 小売業・サービス業　5,000 万円以下

資本金の額等または従業員の数のいずれか一方が該当すれば対象となります。個人企業と NPO 法人は、資本金の額等は関係ありません

なお、次の業種は下表の基準によります

業種	常時使用する従業員	資本金の額等
ゴム製品製造業（自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	900 人以下	3 億円以下
ソフトウェア業または情報処理サービス業	300 人以下	3 億円以下
旅館業	200 人以下	5,000 万円以下

申込先

【取扱金融機関】

■銀行

三井住友銀行、三菱 UFJ、りそな、みずほ、但馬、伊予、池田泉州、百十四、山陰合同、京都、四国、中国、阿波、山口、広島、南都、関西みらい、みなと、徳島、大正、トマト、三井住友信託

■信用金庫

尼崎、姫路、日新、兵庫、神戸、播州、淡路、西兵庫、但陽、中兵庫、但馬、北おおさか、鳥取、大阪、日生

■信用組合

兵庫県、淡陽、大阪協栄、兵庫ひまわり、近畿産業、兵庫県医療

■商工組合中央金庫

神戸、姫路、尼崎の各支店

■農業協同組合

ハリマ、たじま、丹波ひかみ、兵庫六甲、相生市、みのり、兵庫南、あわじ島、兵庫県信用農業協同組合連合会

【注意】

●上記金融機関の兵庫県内の店舗に限ります（立地資金は除く）

●一部の金融機関では、取り扱っていない資金もあります

申込流れ

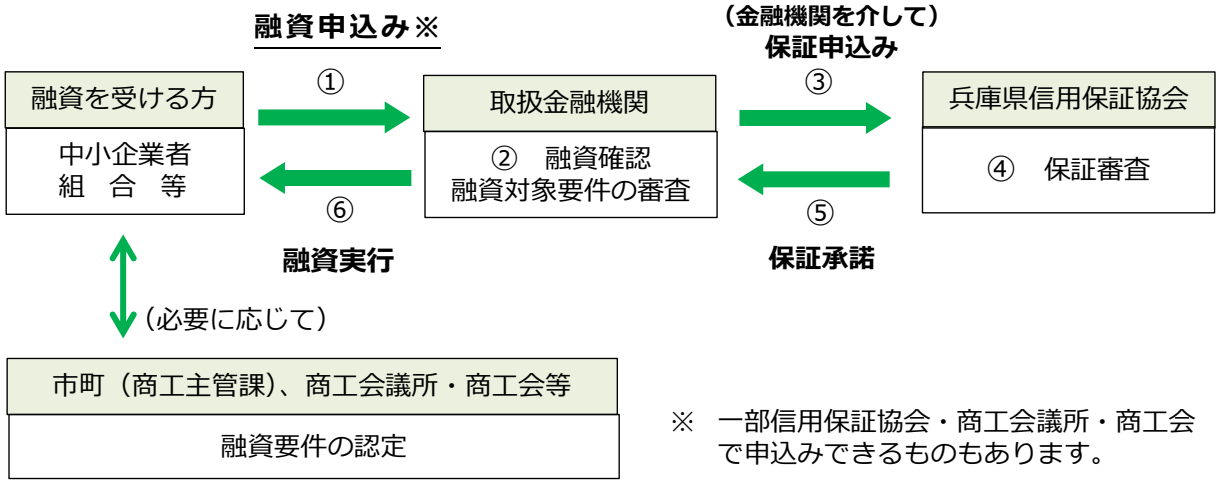

※　一部信用保証協会・商工会議所・商工会で申込みできるものもあります。

（次頁へつづく）

相談窓口	●兵庫県産業労働部地域金融室及び県民局商工労政担当課 兵庫県産業労働部地域金融室　☎078-362-3321 但馬県民局地域づくり課　☎0796-26-3686 ●（公財）ひょうご産業活性化センター　☎078-977-9079 ●県内の商工会議所、商工会
問い合わせ先	兵庫県　産業労働部産業振興局地域金融室　☎078-362-3321

5　政府系金融機関との連携施策

内容・要件まとめ

兵庫県では、信用保証協会の保証付き融資を受けられない中小企業に対する支援として、政府系金融機関である商工中金と連携した下記の２施策を実施しています

１．地域金融支援保証制度
兵庫県と商工中金、地域金融機関が連携して、無担保・第三者保証人なしで融資保証を行うことで中小企業の資金調達を支援します

【保証融資条件等】

項目	内容
融資対象者	同一事業歴１年以上の中小企業者 （個人事業主については青色申告を行っている者） 取扱金融機関との貸出取引歴が１年以上の者
資金使途	運転資金又は設備資金
融資限度額	5,000 万円（但し、3,000 万円を超える場合には別途条件があります）
融資期間	１年以上５年以内
融資機関	取扱金融機関（但馬銀行、みなと銀行、神戸信用金庫、姫路信用金庫、兵庫信用金庫、尼崎信用金庫、日新信用金庫、淡路信用金庫、西兵庫信用金庫、但陽信用金庫、兵庫県信用組合、淡陽信用組合）
金利	取扱金融機関の所定利率
担保・保証人	原則担保・第三者保証人不要
連携（保証）機関	商工中金（保証取扱：神戸支店）
保証割合	90%の部分保証
保証利率	3.25%以内でリスクに応じて設定

●制度の特色
①県と商工中金が連携して、地域金融機関が行う中小企業に対する貸出に対して商工中金が債務保証を行うもので、商工中金がスコアリングモデルを活用した保証審査を行います
②部分保証制度を導入し、金融機関にも一定のリスク負担を求めます
③人的・物的担保を提供できない中小企業でも、一定の要件を満たせば無担保・第三者保証人なしで融資を受ける可能性が広がります
④借入者にもリスクに見合った保証料負担を求めます

（次頁へつづく）

内容・要件
ま と め
（つづき）

２．チャレンジ企業設備投資応援融資制度

兵庫県と商工中金が連携し、設備の新設・更新を図り、新たな受注の獲得や技術革新を目指す、やる気のある中小企業をサポートする融資制度で大口（１億円）、長期（10 年間）の資金調達が可能となります

【融資条件等】

項目	内容
融資対象者	県内に主たる事務所・事業所を有し、事業計画が商工中金の審査で遂行可能と判断される次のいずれかに該当する中小企業者 ①新製品の製造、新規事業への進出のための機械・設備の新設を行う者 ②導入する設備による当該製品の売上高が既存の設備による売上高に比べ 10%以上の増加が見込まれる者 ③生産ラインを見直すなどのために設備を更新する者
融資限度額	設備資金：１億円（ただし設備投資に伴う運転資金は 5,000 万円）
融資期間	設備資金：10 年（うち据置３年）以内 運転資金：７年（うち据置２年）以内
金利	商工中金所定金利 成功報酬型金利（固定）又は一般長期金利（固定）を選択 （(公財）ひょうご産業活性化センターの技術・経営力評価を受けた企業に対し優遇金利適用）
担保	必要に応じて徴求（不動産に限定せず、流動資産担保も活用）
保証人	代表者のみ（第三者保証人不要）
取扱金融機関	商工中金（神戸支店・尼崎支店・姫路支店）

●制度の特色

①大口（１億円）、長期（10 年間）の資金調達が可能です

②成功報酬型金利を適用するとともに３年間の長期据置期間を設定し、借入当初の返済負担軽減を図ることで、事業が軌道に乗るまでの間の資金繰りを支援します

問い合わせ先

「１．地域金融支援保証制度」への問い合わせ

商工中金神戸支店　　☎078-391-7046

「２．チャレンジ企業設備投資応援融資制度」への問い合わせ

商工中金神戸支店　　☎078-391-7581

兵庫県　産業労働部産業振興局地域金融室　　☎078-362-9177

6　地域創生キャンペーン、チャレンジサポートキャンペーン

内　容

【地域創生キャンペーン】

（１）創業支援

①創業関連保証		②創業等関連保証	
対 象 者	県内で新規に事業を展開する次のａ～ｄのいずれかに該当する方 ａ．事業を営んでいない個人で、１ヶ月以内に事業を開始する方または２ヶ月以内に会社を設立する方 ｂ．事業を営んでいない個人が事業を開始し、事業開始後５年未満の方 ｃ．事業を営んでいない個人が設立した会社で、設立後５年未満の会社 ｄ．分社化を計画する会社または設立後５年未満の分社化された会社		
保証限度額	2,000 万円（再挑戦支援保証を含む） ※創業等関連保証との併用が可能	保証限度額	1,500 万円 ※創業関連保証との併用が可能
資金使途	運転資金および設備資金	保証期間	10 年以内（据置１年以内）
貸付形式	証書貸付	返済方法	元金均等分割返済
貸付利率	金融機関所定利率	担保	不要
連帯保証人	原則として、法人の代表者を除き不要	連帯保証人	法人の代表者を除き不要
保証料率	○保証料率を 40%割引（1.0%⇒**0.6%**） ○女性、30 歳未満の方、55 歳以上の方は、保証料率を 50%割引（1.0%⇒**0.5%**）		
経営支援	本保証を利用された方は、所定の外部専門家（中小企業診断士、公務会計士、税理士）による経営支援を受けることができます		
そ の 他	○自治体融資制度を併用する場合は、制度要綱の定めによります ○創業等関連保証を利用される場合で創業計画段階にあり事業に未着手の方（対象者ａ）は自己資金が必要であり、自己資金額を保証限度額（1,500 万円以内）とします		

（２）新事業展開支援

	経営革新関連保証	異分野連携新事業分野開拓関連保証	地域産業資源活用事業関連保証	農商工連携事業関連保証
根 拠 法	中小企業等経営強化法	中小企業等経営強化法	中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律	中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律
対 象 者	各根拠法に基づく事業計画の認定を受け、同計画に従った事業を実施する中小企業・小規模事業者			
保証限度額	個人・法人２億 8,000 万円（組合の場合は４億 8,000 万円）※無担保保険・普通保険の特例枠の場合			

資金使途	運転資金及び設備資金	保証期間	運転資金：原則として５年以内（据置期間１年以内） 設備資金：原則として７年以内（据置期間１年以内）
貸付形式	証書貸付	返済方法	元金均等分割返済
貸付利率	金融機関所定利率	連帯保証人	原則として、法人の代表者を除き不要
担　　保	必要に応じて提供していただきます	保証料率	約 15%割引（0.7%⇒**0.6%**）
そ の 他	○自治体融資制度を併用する場合は、制度要綱の定めによります		

（次頁へつづく）

内　容（つづき）

（3）地域活性化支援

	地域活性化保証「スタートライン」	地域活性化保証「スタートラインＳ」
対 象 者	保証申込時点で当協会の保証付融資残高がない方	次のすべての要件に該当する法人および個人事業者 ①当協会の保証付融資残高がないこと ②引き続き１年以上事業を営んでいること ③法人の場合は、直近期の確定申告書（決算書）において、債務超過でないこと ④個人の場合は、直近期の確定申告書において、次の要件を全て備えること ａ．貸借対照表の添付があること（白色でも可） ｂ．所得金額と減価償却費を合算した金額がマイナスでないこと ⑤取扱金融機関との取引が次のいずれかに該当すること ａ．申込時において、本保証の融資金額の１割以上のプロパー融資残高がある ｂ．本保証の融資金額の１割以上のプロパー融資を本保証と同時に行う ⑥取引金融機関の支援体制について、次の要件をすべて備えていること ａ．取引金融機関が定期的に当該申込人を訪問し事業内容を把握していること ｂ．取引金融機関が当該申込人に対し本保証と共に経営支援等に取り組むこと
保証限度額	保証限度額：２億 8,000 万円 （組合の場合は４億 8,000 万円）	融資限度額：2,000 万円 （ただし、直近決算(確定申告)における平均月商の２ヶ月分以内）
保証期間	運転資金、設備資金：10 年以内 （据置期間１年以内）	運転資金：７年以内 設備資金：10 年以内（据置期間はともに６ヶ月以内）
返済方法	元金均等分割返済または一括返済 （一括返済は、保証期間１年以内の場合に限る）	元金均等分割返済または一括返済 （一括返済は、保証期間６ヶ月以内のものに限る）
貸付利率	金融機関所定利率	
連帯保証人	原則として、法人の代表者を除き不要	
担　　保	必要に応じて提供していただきます	不要
保証料率	通常の保証料率より **平均 20%割引（0.31%～1.70%）**	通常の保証料率を適用（0.45%～1.90%）

保証料率

【通常の保証料率】

区分	貸借対照表あり									賃借対照表なし
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	
責任共有保証料率	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%	1.15%

【「スタートライン」の保証料率】

責任共有保証料率	1.70%	1.50%	1.30%	1.10%	0.92%	0.77%	0.61%	0.45%	0.31%	0.92%

特　　長	保証料率を平均 20%割引	スピーディな審査が可能

（次頁へつづく）

<table>
<tr><td>内　容
（つづき）</td><td>（４）地域活力向上支援
<table>
<tr><td>対 象 者</td><td colspan="3">①創業者（創業前）
１．兵庫県外に居住しており、兵庫県内で個人事業を創業する方又は法人を設立して兵庫県内で創業する方
２．保証申込前３年以内に兵庫県外から兵庫県内に移住しており、兵庫県内で個人事業を創業する方又は法人を設立して兵庫県内で創業する方
３．兵庫県内の「地域おこし協力隊」の隊員が、活動期間の最終年次又は終了翌年に兵庫県内で個人事業を創業する方又は法人を設立して兵庫県内で創業する方
②創業者（創業後）
１．兵庫県外に居住中に兵庫県内で個人事業を創業後又は法人を設立して兵庫県内で創業後、１年以内の中小企業・小規模事業者
２．保証申込前３年以内に兵庫県外から兵庫県内に移住し、兵庫県内で個人事業を創業後又は法人を設立して兵庫県内で創業後、１年以内の中小企業・小規模事業者
３．兵庫県内の「地域おこし協力隊」の隊員が、活動期間の最終年次又は終了翌年に兵庫県内で個人事業を創業後又は法人を設立して兵庫県内で創業後、１年以内の中小企業・小規模事業者
③中小企業・小規模事業者
１．兵庫県外のみに事務所を有しており、１年以内に兵庫県内に事業所を増設又は移転する中小企業・小規模事業者
２．従前は兵庫県外のみに事業所を有しており、兵庫県内に事業所を増設又は移転後、１年以内の中小企業・小規模事業者</td></tr>
<tr><td>保証限度額</td><td colspan="3">２億 8,000 万円（組合の場合は４億 8,000 万円）
※「創業関連保証」を利用する場合は 2,000 万円、「創業等関連保証」を利用する場合は 1,500 万円の範囲内とします</td></tr>
<tr><td>資金使途</td><td>運転資金及び設備資金</td><td>保証期間</td><td>10 年以内（据置期間１年以内）</td></tr>
<tr><td>貸付形式</td><td>証書貸付</td><td>返済方法</td><td>元金均等分割返済</td></tr>
<tr><td>貸付利率</td><td>金融機関所定利率</td><td>連帯保証人</td><td>原則として、法人の代表者を除き不要</td></tr>
<tr><td>担　　保</td><td colspan="3">必要に応じて提供していただきます。なお、「創業関連保証」又は「創業等関連保証」を利用する場合は、不要です</td></tr>
<tr><td>保証料率</td><td colspan="3">通常の保証料率より平均 25%割引（0.31%～1.47%）
※「創業関連保証」又は「創業等関連保証」を利用する場合は、通常の保証料率より 50%割引（1.0%⇒0.5%）
※当協会と所定の保証料負担に係る契約を締結している自治体において、創業又は事業所を増設、移転する方は、自治体から保証料の補助を受けることができます</td></tr>
<tr><td>経営支援</td><td colspan="3">本保証を利用された方は、所定の外部専門家（中小企業診断士、公認会計士、税理士）による経営支援を受けることができます
※「対象者」の「③中小企業・小規模事業者」に該当する方は、同支援の対象外となります</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

（次頁へつづく）

内　容（つづき）

（５）ＮＰＯ法人支援

対 象 者	従業員数が以下の基準の範囲内であり、保証対象業種を営むＮＰＯ法人とする 業種：従業員数 製造業、建設業、運送倉庫業、不動産業等：300 人以下 卸売業、サービス業：100 人以下 小売業（飲食業を含む）：50 人以下
対象制度	全ての保証（要綱等でＮＰＯ法人の利用が制限されている保証（※）を除く） ※創業関連保証、創業等関連保証、「飛躍（ひやく）」「ひやくライト」「エール」「リードα」「スタートラインＳ」等
保証料率	原則として、通常の保証料率（0.45%～1.90%）
そ の 他	所定の申込書類の他、原則として。「事業報告書」、「計算書類（活動計算書及び貸借対照表）および財産目録」、「年間役員名簿」、「社員のうち 10 人以上の方の氏名及び住所を記載した書面」の添付が必要です

【チャレンジサポートキャンペーン】

	①創業関連保証		②創業等関連保証
対 象 者	県内で新規に事業を展開する次のａ～ｄのいずれかに該当する方で、女性、30 歳未満の方、55 歳以上の方（会社の場合は代表者） ａ．事業を営んでいない個人で、１ヶ月以内に事業を開始する方または２ヶ月以内に会社を設立する方 ｂ．事業を営んでいない個人が事業を開始し、事業開始後５年未満の方 ｃ．事業を営んでいない個人が設立した会社で、設立後５年未満の会社 ｄ．分社化を計画する会社または設立後５年未満の分社化された会社		
保証限度額	2,000 万円（再挑戦支援保証を含む） ※創業等関連保証との併用可		1,500 万円 ※創業関連保証との併用可
資金使途	運転資金及び設備資金	保証期間	10 年以内（据置期間１年以内）
貸付形式	証書貸付	返済方法	元金均等分割返済
貸付利率	金融機関所定利率	担　保	不要
連帯保証人	原則として、法人の代表者を除き不要		法人の代表者を除き不要
保証料率	**50%割引**（1.0%⇒**0.5%**）		
経営支援	本保証を利用された方は、所定の外部専門家（中小企業診断士、公認会計士、税理士）による経営支援を受けることができます		
そ の 他	○自治体融資制度を併用する場合は、制度要綱の定めによります ○創業等関連保証を利用される場合で創業計画段階にあり事業に未着手の方（対象者ａ）は自己資金が必要であり、自己資金額を保証限度額（1,500 万円以内）とします		

申込方法	金融機関経由申込又は協会斡旋申込（地域活性化保証「スタートラインＳ」を利用する場合は、金融機関経由申込） ※自治体制度融資により取り扱う場合は、各制度要綱の定めるところによる
取扱期間	2016 年 11 月 1 日から 2020 年 3 月 31 日までとする ※取扱期間内に当協会が保証申込を受付したものとする
問い合わせ先	兵庫県信用保証協会　経営支援室　創業・経営支援課　☎078-393-3920 但馬支所　☎0796-22-5171

7　リピート５

内　　容

「リピート５」は、保証協会を繰り返しご利用いただいているお客様を対象として、保証料率を大幅に割引する保証商品です

対 象 者	当協会の保証付融資を５回以上完済されている方
資金使途	運転資金及び設備資金
保証限度額	２億 8,000 万円（組合の場合は４億 8,000 万円） ※一般の普通保険（２億円(組合４億円)）および無担保保険（8,000 万円）の範囲内とします
保証期間	10 年以内（うち据置期間１年以内）
貸付形式	証書貸付又は手形貸付
貸付形式	証書貸付または手形貸付
貸付利率	金融機関所定利率
返済方法	元金均等分割返済又は一括返済　※一括返済は、保証期間１年以内の場合に限ります
担　　保	必要に応じて提供していただきます
連帯保証人	原則として、法人の代表者を除き不要です
保証料率	平均 20%割引

区分	貸借対照表あり									貸借対照表なし
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	
責任共有保証料率	1.70%	1.50%	1.30%	1.10%	0.92%	0.77%	0.61%	0.45%	0.31%	0.92%

そ の 他 留意事項	○申込の前に、当総会に事前相談を行ってください ○自治体融資制度、他の保証制度との併用はできません ○本保証商品では、リピート５のみ借換えすることができます

取扱期間	2020 年３月 31 日までに等協会が申込を受付したものが対象となります
問い合せ先	兵庫信用保証協会　　但馬支所　　☎0796-22-5171

8　リードα

内　容

「リードα（アルファ）」は無担保での大口資金調達と長期一括返済を可能とする保証商品です
さらに保証料率も通常より大幅に割引します

対象者

当総会の審査基準に該当し、次の（１）～（４）全ての要件に該当する会社※又は医療法人
※会社とは、株式会社（特例有限会社を含む）、合名会社、合資会社、合同会社をいいます
（１）引き続き２年以上事業を営む方
（２）確定申告書（決算書）の写しを直近２期分（各決算は１期を 12 ヶ月とする）提出できる方
（３）保証申込時点で取扱金融機関と与信取引があり、取扱金融機関の推薦がある方
（４）直前期の決算において、下表の基準（ａ）～（ｃ）のいずれかを満たす方
※②および③については、それぞれの項目に対し、いずれか１項目該当する必要があります

指標		基準（ａ）	基準（ｂ）	基準（ｃ）
①	純資産額	５千万円以上 ３億円未満	３億円以上 ５億円未満	５億円以上
②	自己資本比率	20%以上	20%以上	15%以上
	投資産倍率	2.0 倍以上	1.5 倍以上	1.5 倍以上
③	使用総資本事業利益率	10%以上	10%以上	５%以上
	インタレスト・カバレッジ・レーシオ	2.0 倍以上	1.5 倍以上	1.0 倍以上

資金使途	運転資金及び設備資金
保証限度額	２億 8,000 万円　※一般の普通保険（２億円）及び無担保保険（8,000 万円）の範囲内とします
保証期間	10 年以内（据置期間に制限はありません）
貸付形式	証書貸付又は手形貸付
返済方法	元金均等分割返済または一括返済
貸付利率	金融機関所定利率
担　保	不要
連帯保証人	原則として、法人の代表者を除き不要

保証料率

下表のとおり（通常の保証料率より 20%割引）

区分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨
責任共有 保証料率	1.52%	1.40%	1.24%	1.08%	0.92%	0.80%	0.64%	0.48%	0.36%

【経営者保証不要プラン】
★2019 年４月より、新プラン「経営者保証不要プラン」を追加

プラン内容	連帯保証人を不要とする
要　件	保証期間が以下の条件に該当する場合、本プランの対象になります ①運転資金の場合：７年以内（据置期間１年以内）、一括返済は２年以内 ②設備資金の場合：10 年以内（据置期間１年以内）、一括返済は２年以内

取扱期間	2020 年３月 31 日までに当協会が申込を受付したものが対象となります
問い合わせ先	兵庫県信用保証協会　　但馬支所　　☎0796-22-5171

9　事業性評価保証　タッグ

内　　容

「タッグ」は、中小企業・小規模事業者の事業内容や成長性等を適切に評価し、更なる事業の発展を支援する保証商品です
保証料率が通常より平均 20%割引であることや保証期間を最長 15 年間で利用できることなどの特長があり、本保証による借入金を更なる事業の発展に活用することができます

対 象 者	金融機関が事業性評価を行い、継続して支援する方針である中小企業・小規模事業者
資金使途	運転資金、設備資金
保証限度額	２億 8,000 万円（組合の場合は４億 8,000 万円） ※一般の普通保険２億円（組合の場合は４億円）及び無担保保険 8,000 万円の範囲内とします
保証期間	15 年以内（うち据置期間２年以内）
貸付形式	証書貸付又は手形貸付
返済方法	元金均等分割返済又は一括返済 （一括返済は、保証期間１年以内の場合に限る）
貸付利率	金融機関所定利率
担　　保	必要に応じて提供していただきます
連帯保証人	原則として、法人の代表者を除き不要です
保証料率	下表のとおり（通常の保証料率より平均 20%割引）
申込必要書類	通常の保証申込書類に加え、事業性評価保証「タッグ」推薦書（協会所定様式）又は金融機関所定の事業性評価に係る資料（事業性評価シート等）が必要です

区分	貸借対照表あり									貸借対照表なし
	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	
責任共有保証料率	1.70%	1.50%	1.30%	1.10%	0.92%	0.77%	0.61%	0.45%	0.31%	0.92%

取扱期間	2020 年３月 31 日までに当協会が申込を受付したものが対象となります
問い合せ先	兵庫県信用保証協会　　但馬支所　　☎0796-22-5171

http://hosyokyokai-hyogo.or.jp/

企業誘致・工場等新増設に関する支援

朝来市の制度

10　朝来市企業誘致及び雇用促進奨励金制度、工場等新増設奨励金

内　容

種　類	朝来市企業誘致及び雇用促進奨励金			工場等新増設奨励金
	企業立地促進奨励金	固定資産税相当額奨励金	雇用促進奨励金	
奨励金額	投下固定資産総額の５％	固定資産税相当額	新規雇用者×40 万円 限度額：1,200 万円	固定資産税相当額 限度額：500 万円

要　件

●企業立地促進奨励金
投下固定資産総額が１億円以上で、かつ、操業開始の日前３ヶ月から操業開始の日までに新たに雇用された常用雇用者（雇用保険の一般被保険者）で市内に住所を有するものが３人以上いることが必要です

●固定資産税相当額奨励金
●雇用促進奨励金
投下固定資産総額が 3,000 万円以上（小売業の新設にあたっては 5,000 万円以上）で、かつ、操業開始の日前３ヶ月から操業開始の日後６年までの間に新たに雇用され、引き続き１年以上継続して雇用している常用雇用者（雇用保険の一般被保険者）で市内に住所を有するものが３人以上いることが必要です

●工場等新増設奨励金
工場等を新設し、又は増設するために前年中に取得した投下固定資産（土地、建物及び償却資産＜事務機器及び免税点未満のものを除く＞の取得費）総額が 500 万円以上であることが必要です
※本申請前に補助金額を事前に把握するため、事前申請を行う必要があります
※本申請は、事前申請後に行っていただきます
※平成 31 年度の事前申請受付は、平成 30 年中に土地、建物及び償却資産を取得した事業者が対象です
★事前申請受付期間：平成 31 年４月 30 日(火)～令和１年９月 30 日(月)

制度期間

●企業立地促進奨励金
新設又は増設に対して１回限り

●固定資産税相当額奨励金
６年間

●雇用促進奨励金
該当する新規雇用者１人につき１回限り

●工場等新増設奨励金
取得した資産につき１回限り

（次頁へ続く）

<table>
<tr><td>対 象 者</td><td>日本産業標準分類に掲げる業種のうち、製造業、情報通信業、運輸業、卸売業、小売業に該当する事業者及び市長が必要と認めた業種の事業者</td></tr>
<tr><td>その他</td><td>【朝来市企業誘致及び雇用促進奨励金の変更点について】
令和２年４月１日以降に操業を開始された場合、対象者、要件等は下記の通りとなります
<table>
<tr><th>変更点</th><th>令和２年３月 31 日以前に操業開始</th><th>令和２年４月１日以降に操業開始</th></tr>
<tr><td>対象者</td><td>製造業、情報通信業、運輸業、卸売業、小売業</td><td>製造業、情報通信業、運輸業</td></tr>
<tr><td>要件</td><td>常用雇用者で市内に住所を有するものが３人以上</td><td>常用雇用者で５人以上</td></tr>
<tr><td>固定資産税相当額奨励金の奨励金額</td><td>固定資産税相当額</td><td>固定資産税相当額の２分の１</td></tr>
<tr><td rowspan="2">雇用促進奨励金の奨励金額</td><td>新規雇用者×40 万円</td><td>新規雇用者×40 万円（市内在住者）
新規雇用者×20 万円（市外在住者）</td></tr>
<tr><td>限度額 1,200 万円</td><td>上限 40 人</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>問い合わせ先</td><td>朝来市　産業振興部　経済振興課　　☎079-672-2816</td></tr>
</table>

兵庫県の制度

11　産業立地条例に基づく支援措置

内　　容	地域創生を進め、地域経済の活性化と雇用機会の創出を実現するため、産業立地条例に基づき、産業立地促進補助、税の軽減措置等により、県内への企業立地を促進
要　　件 ・ 奨励金額	1．産業立地促進補助の実施（本社機能以外）

区　分	補助率等
雇　用　補　助	【要　　件】県内に住民票を有する新規正規雇用者※1 11 人（促進地域６人以上 設備投資額 5,000 万円以上（促進地域以外） 【補助単価】新規正規雇用者※1 30 万円/人（促進地域 60 万円/人） 【補助限度額】 ３億円
設　備　投　資 補　　助	【要　　件】工 場 等：先端事業の設備投資額が 20 億円［中小企業は 10 億円］以上（促進地域１億円以上、先端性不要） 研究施設：設備投資額が５億円以上（促進地域１億円以上） 【補 助 率】工 場 等：投資額の３％（促進地域５％） 研究施設：投資額の５％（促進地域７％） 【補助限度額】上限なし
外資系企業 向けオフィス 賃　料　補　助	【要　　件】外国・外資系企業等 【補 助 率】賃料×１/２以内（県１/４、市町１/４） 【補助限度額】上限なし
オフィス立地 促進賃料補助	【要　　件】県内に住民票を有する新規正規雇用者※1 11 人（促進地域６人）以上 【補 助 率】賃料×１/２以内（県１/４、市町１/４） 【補助限度額】200 万円/年、３年間
新　産　業 立　地　促　進 賃　料　補　助	【要　　件】中核施設※2 に入居する新産業分野の企業（中小企業に限る） 【補 助 率】賃料×１/２以内（県１/４、市町１/４） 【補助限度額】200 万円/年、３年間
外資系企業 設立支援補助	【要　　件】外国・外資系企業の日本本社 【補 助 率】①市場調査経費等×１/２　　②法人登記経費等×１/２ 【補助限度額】①100 万円/社　　②20 万円/社

※1　新規正規雇用：①新たに雇用する正規従業員、②県外から異動する正規従業員

※2　企業の試験研究施設等のための建物であって、産学集積群の形成の促進に寄与する産業の集積に資する研究支援施設または地域産業の高度化や雇用の創出に寄与する産業の集積に資する施設（500㎡以上の賃貸用床面積を有するものに限る）

（次頁へつづく）

<table>
<tr><td>要　　件
・
奨励金額
（つづき）</td><td>２．税軽減の実施（本社機能以外）
<table><tr><th>区分</th><th>要件</th></tr><tr><td>不動産取得税</td><td>【要　　件】①指定拠点地区：雇用要件なし
②上記以外の促進地域：県内に住民票を有する新規正規雇用者(※)６人以上
【軽 減 率】１/２軽減、限度額２億円</td></tr><tr><td>法人事業税</td><td>【要　　件】①設備投資額（土地代除く）が２億円（中小企業１億円）以上
（促進地域：１億円（中小企業 0.5 億円）以上）
②県内に住民票を有する新規正規雇用者(※)11 人（促進地域６人）以上
【軽 減 率】１/４軽減（拠点地区１/３軽減、促進地域１/２軽減）
いずれも５年間</td></tr></table>※新規正規雇用：①新たに雇用する正規従業員、②県外から異動する正規従業員

★朝来市は促進地域に該当します</td></tr>
<tr><td>そ の 他</td><td>詳細につきましては上記 QR コード（ホームページ）よりご確認ください</td></tr>
<tr><td>問い合わせ先</td><td>兵庫県　産業労働部産業振興局産業立地室　　☎078-341-7711</td></tr>
</table>

地域未来投資法に基づく支援

朝来市の制度

12　税に関する支援

内　　容

地域経済牽引事業（朝来市の場合は①金属製品製造業、食品製造業の成長ものづくり分野　②観光資源を活用した観光・文化・まちづくり　③物流関連産業分野）を朝来市において実施する民間事業者等を国・兵庫県・朝来市が一体となって支援します

科目等		支援措置内容
法人税	機械、装置、器具、備品	税額控除４％又は特別償却 40%
	建物、附属設備、構築物	税額控除２％又は特別償却 20%
市税	固定資産税	課税免除（３ヶ年度）

要　　件

●法人税
- 投資総額が 2,000 万円以上となる事業が対象
- 前年度の減価償却費の 10%を超える設備投資が必要
- 対象資産の取得価格の合計額のうち本税制の支援対象となる金額は 80 億円を限度

●市税
土地・建物・建築物の取得価格の合計額が１億円超（農林漁業は 5,000 万円超）

制度期間

平成 29 年度から令和２年度末まで

問い合せ先

朝来市　産業振興部　経済振興課　　☎079-672-2816

製品製作・開発・受注機会確保等に関する支援

朝来市の制度

13　朝来市機械等取得奨励金制度

内　　容	市内において事業に供するために必要な償却資産を取得した事業者に対して、予算の範囲内で奨励金を交付（事務機器及び免税点未満の場合を除く）
奨励金額	固定資産税相当額／限度額：200 万円
要　　件	●日本産業標準分類に掲げる業種のうち、製造業に該当する事業者又は経営革新計画の認定事業者 ●本申請前に補助金額を事前に把握するため、事前申請を行う必要があります ●本申請は、事前申請後に行っていただきます ●平成 31 年度事前申請受付は、平成 30 年中に償却資産を取得した事業者が対象です ★事前申請受付期間：平成 31 年４月１日(月)～令和１年９月 30 日(月)
制度期間	平成 23 年度から９年間（申請は、償却資産を取得した翌年度に受け付けます） ※取得した資産につき１回限り
問い合せ先	朝来市　産業振興部　経済振興課　　☎079-672-2816

14　朝来市新製品・新技術開発等促進補助金制度

内　　容	市内事業者が行う新製品及び新技術等の開発に要する経費の一部について、予算の範囲内で補助金を交付
要　　件	●年度内に事業が完了すること ●事前審査（書類選考、ヒアリング等）に合格すること ★申請受付期間：平成 31 年５月７日(火)～令和１年７月 31 日(水)
奨励金額	機械工具費、技術指導費、特許等取得費、委託費、原材料費 →開発に要する経費の２分の１以内／限度額 100 万円
制度期間	平成 25 年度から７年間
問い合せ先	朝来市　産業振興部　経済振興課　　☎079-672-2816

15　朝来市見本市等出展支援補助金制度

内　　容	市内事業者が国内外で開催される見本市等に出展するために要する経費の一部について、予算の範囲内で補助金を交付
要　　件	●広く一般に公開されていないもの、その場で小売するようなものは対象外 ●出展後の申請は受け付けません ●必ず出店前に申請してください

奨励金額 （つづき）	●見本市等出展にかかる出店小間料及び会場使用料（入場不続） ●見本市等の会場における装飾費（オプション代・レンタル装飾代等） ●出展小間内において使用する光熱水費 ●渡航費及び展示物運搬費（国外出展の場合のみ） →出店費用の２分の１以内 限度額：同一年度内において最大 40 万円（国内のみ出展の場合は最大 20 万円）
制度期間	平成 25 年度から７年間
問い合わせ先	朝来市　産業振興部　経済振興課　　☎079-672-2816

兵庫県の制度

16　異業種交流事業に必要な経費の補助

趣　　旨	兵庫県では、平成 26 年からひょうご産業活性化センターと協同して、従来の市場や技術の延長ではなく、利用者の視点に立った新しい発想で新分野進出、新商品・新サービスの開発、販路開拓にチャレンジする異業種交流グループの活動を支援しています
対象事業	異なる業種の中小企業者等で構成されるグループが実施する新分野進出、新商品・新サービス・新技術開発、販路開拓等をテーマにした異業種交流事業 ＜対象事業例＞ ●新分野進出を目指して新たな交流、関係性を構築するために行う交流会 ●新分野進出等を目指して特定のテーマを設定して取り組む勉強会 ●ビジネス化に向けて、異業種の企業等が連携して行う研究・開発や販路開拓　など
内　　容	①異業種交流事業に必要な経費の補助（県補助金） ●補助期間：２年以内 ●補助額　：１グループあたり上限額 1,500 千円/２年間（補助率：定額） ②ひょうご産業活性化センターによる各種支援の実施 ●相談窓口として、ひょうご産業活性化センターに異業種連携相談室を設置 ●各分野の専門家（製造・販売・金融・技術・デザイン等）からなる異業種連携アドバイザー等による専門的な助言の実施 ●異業種交流を生み出す交流の場の提供
対象グループ	県内の商工会議所、商工会、兵庫県中小企業団体中央会、兵庫工業会、兵庫県工業技術振興協議会の会員企業を中心メンバーとして活動する異業種交流グループ（※兵庫県商工会議所連合会、兵庫県商工会連合会、兵庫県中小企業団体中央会、兵庫工業会、兵庫県工業技術振興協議会を通じて補助）
問い合わせ先	公益財団法人　ひょうご産業活性化センター 創業推進部　異業種連携相談室　　☎078-977-9073

17　ひょうご農商工連携ファンド事業助成金

内　　容	兵庫県内の中小企業者等と農林漁業者との連携促進及び地域経済の振興を図るため、それらの連携体が取り組む事業を支援します 魅力ある農林漁業ビジネスの実現や、市場のニーズに適応した新商品・新サービスの開発等の実現のため、中小企業者等と農林漁業者の連携体が取り組む以下の事業に対し事業費の一部を助成します ●研究開発：地域の農林漁業資源を活用した新商品の開発、新サービスの提供 （専門家謝金・旅費、原材料費、機械装置・工具器具費、委託費、産業財産権等取得費等） ●販路開拓：開発する新商品、新サービスの販路開拓 （試作品出展等のための展示会等会場費・出展料、市場調査・技術コンサルタント料等） ※ただし、研究開発を伴わない販路開拓のみの事業は対象となりません

（次頁へつづく）

要　　件	●兵庫県内の中小企業者と農林漁業者の連携体で、既に新商品・サービスの開発に取り組んでいる事業者又は、令和２年９月までに取り組む予定の事業者 ※代表者は兵庫県内に事業所を有する中小企業者等、兵庫県内に居住地又は所在地を有する農林漁業者のいずれか ★詳細は、上記 QR コード（ホームページ）よりご確認ください
助成金額	助成率：助成対象経費の３分の２以内 助成限度額：助成額の下限及び上限額は２年間を通じた総額で 50 万円以上 500 万円以内
次回募集	平成 31 年度追加募集を予定しております。詳細は下記までお問い合わせください。
問い合せ先	公益財団法人ひょうご産業活性化センター 創業推進部　新事業課　　☎078-977-9072

18　設備貸与制度

内　　容

設備貸与制度は、創業及び経営の革新・経営基盤の強化を図ろうとする中小企業の方に代わって、導入したい設備を機械販売業者から当センターが購入し、長期かつ固定損料（金利）で貸与するものです
この制度には、返済完了後所有権が移転する割賦制度と期間を定めて賃借するリース制度があります
※長期固定損料（金利）については、金利情勢によって変更する場合があります。担当部署にお問い合わせください

【割賦】

返済期間	割賦損料率（定率）				
３年以上 ７年以内	0.70%	0.95%	1.20%	1.45%	1.70%
８年以上 10 年以内	0.95%	1.20%	1.45%	1.70%	1.95%

【リース】
リースの場合の月額リース料率についても同様の扱いとしますが、詳細は別途確認願います。なお、リース制度は、所有権移転外ファイナンスリース契約のためリース期間満了後、再リース等の手続きが必要になります。

しくみ

（次頁へつづく）

制度概要

区分	割賦制度	リース制度
対象企業	・兵庫県内に事業所・工場等がある中小企業者（個人含む） ・従業員数 製造業・その他業種　300 人以下 卸売業・サービス業　100 人以下 小売業　50 人以下 ※役員・パート除く ・出資金の 1 / 3 以上を中小企業者以外が単独で出資していないこと	
対象設備	兵庫県内に設置する新品または中古の設備であり、申込年度内に設置が完了するもの（車両・建機等は割賦制度のみ。中古設備は条件あり）	
貸与限度額	100 万円以上 1 億円以下（税込）	
前納金	借入負担を軽減するため設備価格の 1 / 2 以内の内入金が可能（要事前相談）	
割賦・リース期間	3 年以上 10 年以下 （※中古設備は残存耐用年数以下）	3 年以上 10 年以下
償還方法	元金均等月賦償還または 半年賦償還（半年または 1 年の据置）	月払い（前払いリース料不要）
保証金	原則不要（半年または 1 年の据置の場合は保証金 10%が必要）	不要
連帯保証人担保	原則不要（法人の場合は代表者の個人保証が必要） ただし、「経営者保証に関するガイドライン」に即し判断します また、審査等により担保等が必要となる場合があります	
損害保険の付保	割賦設備にかかる損害保険に加入いただくことが条件となります	―

※商工会議所・商工会の受付印があれば割賦・リース期間を 2 年間延長することが可能です。事前にご相談ください

※中古設備については割賦制度によるものとし、次の要件を満たすものとします
1．機械金属加工向け汎用設備（専用機・規格外品は除く）であること
2．原則として 1 トンを超えるもので、アンカーボルト、溶接、コンクリートによる埋め込みにより固定されたものであること
3．残存耐用年数が 3 年以上であること
4．設備納入業者の保証を 1 年以上つけられること
5．製造年月がわかるものであること
6．設備納入業者が「古物商」の許可を取得している必要があること

（次頁へつづく）

な が れ	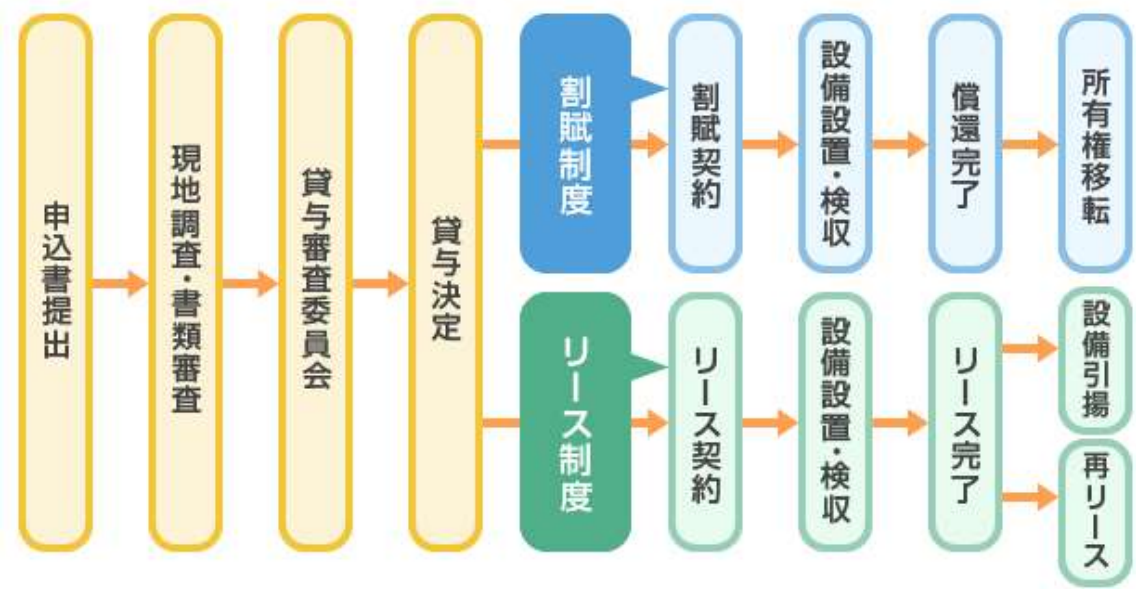
申込書類	1．設備貸与（割賦・リース）制度申込書（押印には実印を使用） 2．最近２ヶ年分の決算書（確定申告書・勘定科目内訳書全部写し） ※決算後６ヶ月を経過している場合は、試算表添付 3．固定資産評価証明書（会社・代表者・連帯保証人） ※所有不動産がない場合は、所得証明書を提出してください 4．申込設備の見積書（原本） 5．申込設備のカタログまたは図面 6．金融機関別借入金明細書（自社作成資料でも可） 【許認可・申請等が必要な業種の場合】 ●許認可・免許証の写し 【不動産担保を提供する場合】 ●該当物件（土地・建物）の登記薄謄本
問い合わせ先	公益財団法人　ひょうご産業活性化センター 設備投資支援室　設備投資課　☎078-977-9086 ☎078-977-9122

19　取引振興（受発注情報収集・提供）

内　　容	ひょうご産業活性化センターでは下請中小企業振興法に基づき兵庫県下の中小企業の振興を図るための事業を行っています。その事業内容は、ひょうご産業活性化センターに登録している機械金属、電機・電子等の業種を中心とした製造委託等の取引のあっせん及び取引にかかる苦情・紛争の「下請かけこみ寺」相談等です 【取引あっせん】 1．企業登録 取引の照会・あっせんを円滑に行うため、企業はセンターに登録していただきます。この登録は、発注企業と受注企業の紹介・あっせんを効果的に行うためのものです

（次頁へつづく）

内　容
（つづき）

現在登録されている主な業種は繊維・同製品、合成樹脂、非鉄金属、金属製品、一般機器、電機機器、輸送用機器、機密機器等で製造（加工含む）業及び情報成果物作成委託・役務提供委託にかかるサービス業を営んでおられる企業・事業所です
ひょうご産業活性化センターへの登録は、県内にある企業・事業所に限ります。県外にある企業・事業所は、その都道府県の財団・センターへ登録申込をしてください。なお、企業登録、取引の照会は無料です

（登録の手続）

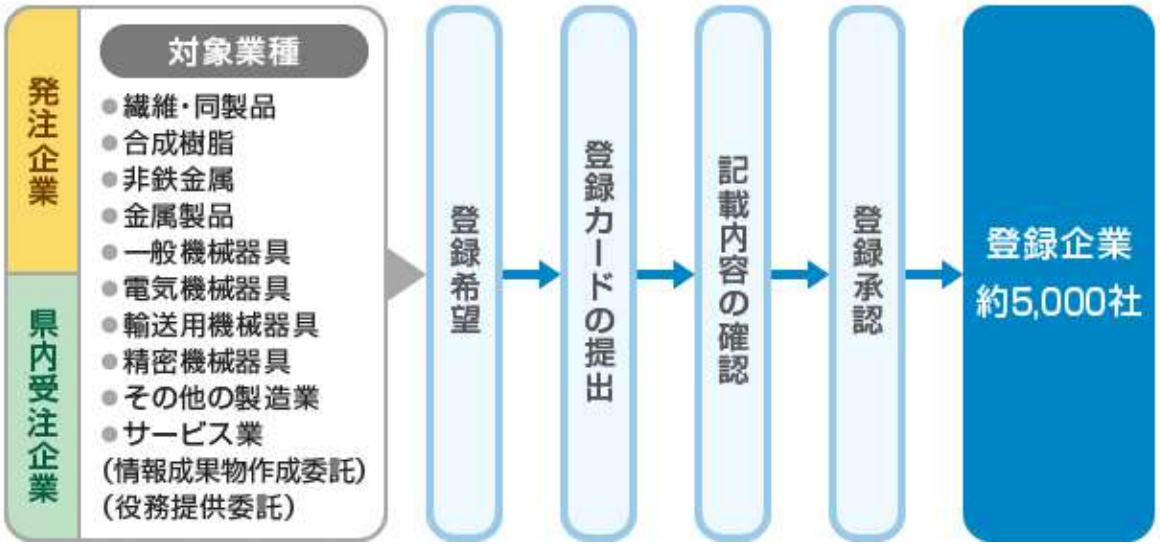

2．取引の紹介・あっせん
センターは、登録企業の希望により、その意向と技術ニーズ・シーズを把握して、取引の条件にあう企業との紹介・あっせんにあたっています
またこの取引あっせんは県内企業間だけでなく、県外企業との広域的な取引あっせんも希望や技術ニーズ・シーズによって行うことができます

（取引あっせんの流れ）

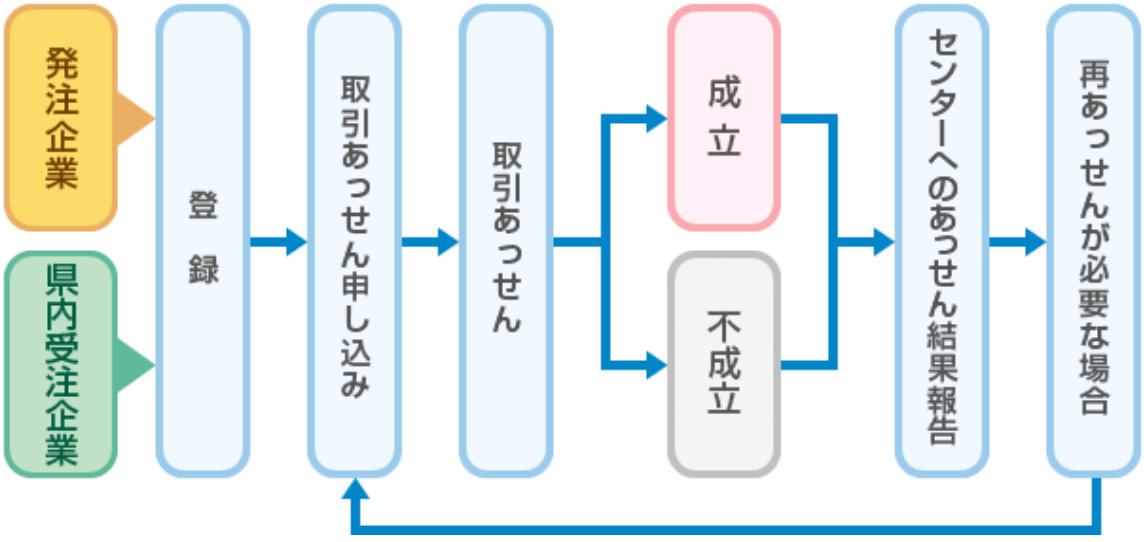

（次頁へつづく）

内　　容 （つづき）	3．商談会 県内中小企業に対する受注機会の拡大と新規取引先の開拓を図るため、メーカー・商社等の発注企業を招き、県内中小企業者との商談会を開催します 【取引適正化の推進】 1．セミナー等開催 下請取引適正化推進事業の一環として、下請代金支払遅延防止法をはじめとする関係法令等について普及を図ることを目的に講演会等を実施し、取引適正化を推進する 2．苦情紛争処理 取引に関する苦情・紛争の解決に向け、随時、「下請かけこみ等」相談員が相談に応じるとともに、必要に応じて、弁護士による法律相談を行うことができます 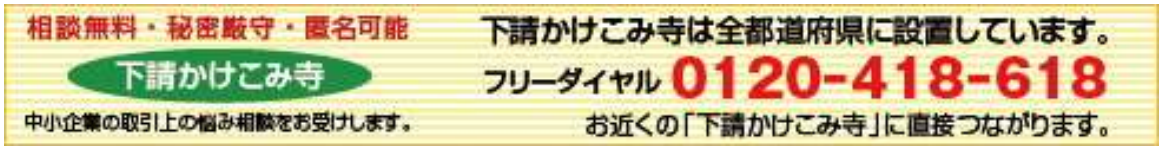 【調査】 発注開拓調査を行い、発注登録企業（県内・外）等から発注にかかわる情報を収集し、これをもとに取引あっせんを行います
そ の 他	インターネットによる広域受・発注情報については 「ビジネス・マッチング・ステーション」（全国中小企業振興機関協会） 下請代金支払遅延等防止法についてのお問い合わせは 公正取引委員会 近畿経済産業局　産業部　中小企業課
問い合わせ先	公益財団法人　ひょうご産業活性化センター 創業推進部　取引振興課　　☎078-977-9074

20　ものづくり企業の IoT 等導入促進事業

内　　容	ひょうご産業活性化センターでは、交流会・商談会等の開催を通じて、航空・宇宙、エネルギー、ロボット等といった次世代産業や多彩な兵庫の産業基盤を支える「ものづくり中小企業」に、県内外の「IT 企業及び IoT・AI 活用を進めている次世代産業企業等」の様々な製品・技術のシーズやニーズをコーディネートし、IoT・AI などの導入を支援することで、事業活動の活性化（生産性向上・取引機械拡大など）を図ります 1．多様な交流会・商談会等の開催 県内ものづくり中小企業と、中小企業の IoT の導入に資する県内外の IT 企業・先進 IoT 活用企業（成功事例）・次世代産業関連企業等を対象とした交流会・商談会等を開催し、企業関連携やビジネスチャンスの創出を支援します 2．個別マッチングの実施 IoT の導入に意欲的な県内ものづくり中小企業を発掘しつつ、中小企業診断士、IT コーディネーター、ものづくり企業 OB が課題ニーズの確認や助言を行い、県内・県外の IT 企業等とのマッチングを実施します
要　　件	当プロジェクトにより支援させていただくには、プロジェクトメンバーへの参加登録が必要です（無料） ぜひプロジェクトの趣旨にご賛同いただき、ご参加ください 参加申込書はホームページ（上記 QR コード）よりご確認ください 参加申込書は下記まで FAX または E-mail で送付してください ひょうご次世代産業高度化プロジェクト推進協議会事務局（兵庫県　産業労働部　産業政策課内） TEL：078-362-3312　　FAX：078-362-3915 E-mail：jimukyoku@hyogo-jisedai.jp
対　　象	県内の高級・宇宙、エネルギー、ロボット等の次世代産業や、県内産業基盤を支える県内ものづくり中小企業で、以下に該当する業種であること 1．指定主要業種 化学工業／金属製品製造業／生産用機械器具製造業／電機機械器具製造業／輸送用機械器具製造業 2．指定関連業種 家具・装備品製造業／プラスチック製品製造業／ゴム製品製造業／窯行・土石製品製造業／鉄鋼業／非鉄金属製造業／はん用機械器具製造業／業務用機械器具製造業／電機部品・デバイス・電子回路製造業／情報通信機械器具製造業／情報サービス業／インターネット付随サービス業／技術サービス業 ※業種は日本標準産業分類に準拠します
問い合わせ先	公益財団法人　ひょうご産業活性化センター 創業推進部　取引振興課　　☎078-977-9074

21　ひょうご中小企業技術・経営力評価制度

内　　容	中小企業の技術力・ノウハウや成長性・経営力を総合的に評価した評価書を発行し、企業価値のアピールや資金調達を支援します 【評価を受けるメリット】 1．第三者による公平で公正な評価により、企業価値をアピールすることで、販路開拓に活用できます

（次頁へつづく）

内　　容 （つづき）	2．金融機関に自社の技術力・ノウハウや製品・サービスの優位性や競争力を示すことができます 3．自社の強み、弱みがわかり、事業改善のヒントが見つかります 【評価書とは】 ■技術・製品・サービスだけでなく、将来性や経営力を含む総合的な事業評価を行います ■10 の項目について 5 段階評価し、コメントが示されます ■企業の抱える問題点、改善すべき点についてもコメントが示されます ■業種に応じた専門家が現地でヒアリングのうえ評価書を作成します ■評価書は、センターの技術評価支援委員会で内容を審査したうえで発行しますので、第三者による公平、公正でわかりやすい評価を入手することができます ★詳しくは QR コード（ホームページ）よりご確認ください
評価手数料	標準評価型（専門家 1 名でヒアリング）とオーダーメイド型（専門家 2 名でヒアリング）があります 標準評価型：67,000 円（手数料 10 万円のうち、33,000 円はセンターが負担） オーダーメイド型：134,000 円（手数料 20 万円のうち、66,000 円はセンターが負担）
利用対象者	■県内に事業所があり、原則として信用保証協会の保証対象業種に属する中小企業及び金融機関が利用できます ■製造業に限らず、サービス業や卸・小売業、建設業など幅広くご利用いただけます ■創業後 1 年以上経過の企業を対象に評価し、成長を支援します
問い合わせ先	公益財団法人　ひょうご産業活性化センター 経営推進部　成長支援課　　☎078-977-9077

22　ひょうご専門人材相談センター

内　　容	中小企業の「攻めの経営」に必要な専門人材のマッチングを通じて、中小企業のさらなる成長を支援します ■経営及び人材に関する相談対応　　■人材ニーズの掘り起し ■専門人材ニーズの明確化　　■人材ビジネス事業者と連携したマッチング支援
相談方法	■来所（要事前予約） ■電話（下記、問い合わせ先参照） ■電子メール（h_jinzai@staff.hyogo-iic.ne.jp）
問い合わせ先	ひょうご専門人材相談センター　　☎078-977-9078

23　兵庫県事業承継ネットワーク事務局

内　　容	中小企業者の円滑な事業承継を促進するため、事業承継コーディネーターなどによる事業者への個別支援のほか、支援機関への助言・指導などを実施します
相談方法	■来所（要事前予約） ■電話（下記、問い合わせ先参照） ■電子メール（h_syokei@staff.hyogo-iic.ne.jp）
問い合わせ先	兵庫県事業承継ネットワーク事務局　　☎078-977-9123

24　次世代産業分野での企業間連携による成長促進事業

内　　容	次世代産業分野（※）への新規参入もしくは次世代産業分野における新製品（機器、部品、部材等）の生産による新規事業の実施（以下、「新規参入等」という）に向けて、技術の補完や販路開拓等のために複数企業と連携体制を構築する中小企業が、生産体制の整備のために行う県内事業所での設備導入に対して補助する ※「ひょうご経済・雇用活性化プラン」において、成長が見込まれる先端分野として掲げられている以下の分野 ●先端医療関連（医療機器等） ●次世代エネルギー・環境関連（次世代電池、省エネ、水処理システム等） ●高度技術関連（航空宇宙、ロボット等）
要　　件	新規参入等に向けて、技術・工程の補完や販路開拓等のために複数企業が連携していること等の要件があります ★募集期間：上記 QR コード（ホームページ）よりご確認ください
奨励金額	補助率：３分の１以内、補助上限額：1,000 万円/社
対 象 者	県内に事業所を有し、次世代産業分野で事業化するために複数企業と連携する中小企業者 ※連携とは、複数の企業において各々の経営資源を有効に活用し、製品の開発・生産若しくは需要の開拓又は役務の開発を行うものをいいます
対象事業	新規参入等の実施に向けて生産体制を整備するための新たな設備の取得
そ の 他	１．平成 31 年度に、県内事業所に設置する設備に対して国の設備投資補助金（「平成 30 年度補正予算ものづくり・商業・サービス経営力向上支援補助金」等）を受けた企業は本補助金の対象とはなりません ２．本補助金に採択された設備について、他の補助金を重複して受給することはできません
問い合わせ先	兵庫県　産業労働部　産業振興局　新産業課　　☎078-341-7711

25　兵庫県最先端技術研究事業（COE プログラム）

内　　容	兵庫県では、健康・医療、環境・エネルギー、航空・ロボットなど次世代産業を中心とした成長産業分野の育成を図るため、比較的初期段階にある産学官連携による共同研究を支援する提案公募型の研究補助制度「兵庫県最先端技術研究事業（CEO プログラム）」を実施します なお、本事業は次の２つの区分を設けて研究提案を募集します ※本公募は、平成 31 年度予算成立後、速やかに事業を開始できるようにするために事前に募集の手続きを行うものです。そのため、平成 31 年度予算の成立が前提であり、補助事業の内容などに変更があり得ることをあらかじめご了承ください ＜可能性調査・研究＞ 産学官連携による共同研究体制の構築とともに、先行技術や市場調査及び予備的実験を中止とした萌芽的・準備的レベルの調査研究を支援します ＜応用ステージ研究＞ 産学官連携による応用研究段階の共同研究チームに対し、国や企業の大型研究プロジェクトなど、本格的な研究開発段階への移行を支援します

（次頁へつづく）

<table>
<tr><td>要　　件</td><td>【対象産業】
航空・宇宙、ロボット、環境・エネルギー、健康医療、AI・IOT・ビックデータ、自動運転、ドローン

【応募にあたっての留意事項】
●補助制度の対象となるのは、補助金交付決定後の実施事業に限ります
●予算状況または審査状況により、必ずしも希望額が補助されるわけではありません
●事業実施状況の確認のため、書類の提出や実施検査を受けていただく必要があります

★受付期間：上記 QR コード（ホームページ）よりご確認ください
※提出方法は、持参のほか書留郵便等での提出も可能です</td></tr>
<tr><td>奨励金額</td><td><table>
<tr><th>区分</th><th>可能性調査・研究</th><th>応用研究</th></tr>
<tr><td>1 課題あたりの補助金額</td><td>100～1,000 千円</td><td>1,000～10,000 千円</td></tr>
<tr><td>補助率</td><td colspan="2">定額（補助率 100%）</td></tr>
<tr><td>対象経費</td><td colspan="2">研究（調査、試験分析、試作を含む）に必要な経費</td></tr>
<tr><td>補助期間</td><td>1 年間</td><td>原則 1 年間（最大 2 年間）</td></tr>
<tr><td>採択件数</td><td>9 件程度</td><td>17 件程度（うち継続 6 件）</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>対 象 者</td><td>産学官で構成される共同研究チーム
●「産・学・官」、「産・学」、「産・官」いずれかで構成
●「産」のうち兵庫県内に事業所を有し、かつ兵庫県内で研究活動を行っている中小企業者を少なくとも 1 者含むこと
●対象産業分野の事業拡大もしくは新規参入を目的として実施する研究で、共同研究に参画する県内中小企業者が当該研究成果を活用した事業化計画を有していること</td></tr>
<tr><td>問い合わせ先</td><td>兵庫県　産業労働部産業振興局新産業課情報・産学連携振興班　　☎078-341-7711</td></tr>
</table>

創業・開業に関する支援

朝来市の制度

26　朝来市にぎわい創出補助金

内　　容	市内の空き家、空き店舗を活用して、新規出店するために要する経費の一部について、予算の範囲内で補助金を交付します
奨励金額	①出店に必要な内外装工事等 →対象経費の２分の１以内で最高 60 万円 ②営業に必要な店舗賃借料又は店舗買取費用 →店舗賃借料：賃借料の２分の１以内で最高５万円/月で２年間分 店舗買取費用：店舗買取費用の２分の１以内で最高 120 万円 ※店舗賃借料は、店舗開店後１年後ごとに１年分まとめてお支払いします ※店舗買取費用は、店舗開店後１年ごとに半額分ずつお支払いします
制度期間	平成 23 年度から９年間
問い合わせ先	朝来市　産業振興部　経済振興課　☎079-672-2816 朝来市商工会　☎079-672-2362

27　和田山駅前活性化補助金

内　　容	指定地域内（※）の空き家・空き店舗を活用して、新規出店するために要する経費の一部を補助金として交付します ※和田山駅前地域（和田山都市計画用途地域の近隣商業地域のうち和田山駅前地域）
申請期間	平成 31 年４月１日(月)～令和３年 12 月 28 日(火)まで
奨励金額	①出店に必要な内外装工事等 →対象経費の３分の２以内で最高 120 万円 ②営業に必要な店舗賃借料又は店舗買取費用 →店舗賃借料：賃借料の３分の２以内で最高 10 万円/月で２年間分 店舗買取費用：店舗買取費用の３分の２以内で最高 240 万円 ※店舗賃借料は、店舗開店後１年ごとに１年分まとめて支払い ※店舗買取費用は、店舗開店後１年ごとに半額ずつ支払い
問い合せ先	朝来市　産業振興部　経済振興課　☎079-672-2816 朝来市商工会　☎079-672-2362

28　移住起業者支援事業

内　　容	Ｉターンなどによる移住者が朝来市で新たに起業や創業する方を支援するため、工房や店舗、事務所などの開設費用や必要な設備・備品の取得費用などを助成するとともに、受け入れ地域や商工会などと連携した支援も行います。
要　　件	【対象業種】 ●製造業（事業所等での小売りを伴うものに限る）　●情報通信業 ●学術研究　●専門技術サービス業 ●飲食サービス業（バー、キャバレー、ナイトクラブを除く）　●宿泊業 ●その他市長が必要と認めた業種 【その他条件】 ●事業計画に収益性及び継続性が認められること ●補助金の交付決定後に事業を着手すること ●補助金の交付を受けた日から３年以上朝来市内に定住し、事業を継続すること ●朝来市商工会またはあさご元気産業創生センターの経営指導を受けること ●市税等市の徴収金を滞納していないこと ★申請時期：対象事業の着手前に申請が必要です ※その他、詳細な条件についてはお問い合わせください
奨励金額	事業所等（起業に関係する部分のみが対象）の増改築又は事業に必要な設備、備品（車両を除く）の整備、その他市長が必要と認めるものに係る経費 【限度額】200 万円 【助成率】 1 / 2
対 象 者	補助金の申請日において転入後３年未満で朝来市に住民登録をしている方 （転入日前３年以内に住民登録をしていた方は除く）
問い合わせ先	朝来市　市長公室　総合政策課　　☎079-672-1492

兵庫県の制度

29　商店街新規出店・開業等支援事業助成金

内　　容

商店街・小売市場において空き店舗等を活用する次の事業について助成します

①新規出店支援事業
　商店街の空き店舗への新規出店

②商店街空き店舗再生支援事業
　商店街等が空き店舗を借り上げ、商店街に必要な業種等の魅力ある出店者の誘致を図る事業

③商店街事業承継支援事業
　商店街が策定し、兵庫県の認定を受けた商店街活性化プランに基づき、事業承継支援の対象とした店舗への新規出店

要　　件

●審査委員会で審査した上で決定しますので、必ずしも採択される訳ではありません
●交付決定時に、すでに店舗賃貸借契約や内装工事契約が締結されている場合は、助成の対象とはなりません
●助成金は精算払ですので、実績報告に基づき助成額を確定し、支払います。そのため、実際に助成金を受領できるのは翌年度（５月頃）となりますので、予め事業費全額の自己資金が必要となります

奨励金額

内容	対象経費	助成額
①	店舗賃借料、店舗改装費	対象経費の３分の１以内 （上限：初年度 1,500 千円、２年目 500 千円、３年目 500 千円）
②	a．店舗賃借料、店舗改修費 b．店舗賃借料、店舗改修費 住居改修費 c．店舗賃借料、店舗改修費 引越料	a．対象経費の２分の１以内 （１年目 2,000 千円、２年目 750 千円、３年目 750 千円） b．対象経費の２分の１以内 （１年目 3,000 千円、２年目 750 千円、３年目 750 千円） c．対象経費の２分の１以内 （１年目 2,200 千円、２年目 750 千円、３年目 750 千円）
③	a．譲渡店舗の移転費・撤去費・承継店舗への移転費 b．承継店舗の改装費、広告宣伝費 c．承継店舗の賃借料	a．対象経費の３分の１以内 （上限：譲渡店舗分、承継店舗分、各 20 万円） b．対象経費の３分の２以内 （上限：4,000 千円、ただし、広報宣伝費は別途 1,000 千円＜助成率 10/10 以内＞） c．対象経費の２分の１以内 （上限：店舗面積に応じて助成単価を乗じて得た額の合計額） ・200 ㎡以下　：1,000 円/㎡ ・200 ㎡超 1,000 ㎡以下　：500 円/㎡ ・1,000 ㎡超 3,000 ㎡以下：200 円/㎡

（次頁へつづく）

助成期間	①新規出店支援事業 →２年以内 ②商店街空き店舗再生支援事業 →３年以内 ③商店街事業承継支援事業 →３年以内（対象経費のａ、ｂは１年目のみ）
対 象 者	①開業希望者 ②ａ．商店街、商工会議所、商工会、市町 ｂ．商店街、商工会議所、商工会、市町 ｃ．商店街、商工会議所、商工会、市町 ③ａ．事業譲渡者 ｂ．事業承継者 ｃ．事業承継者
問い合わせ先	公益財団法人　ひょうご産業活性化センター 経営推進部　経営・商業支援課　☎078-977-9116 朝来市商工会　☎079-672-2362

30　商店街次代の担い手支援事業（若手商業者が取り組む実践活動を支援）

内　　容	次代を担う商店街リーダーとして必要な資質向上を図るため、商店街の若手商業者グループが取り組む実践活動の企画・実施、成果発表を通じた振り返りを支援します
要　　件	商店街の課題を踏まえた、課題解決へ向けた実践活動の企画・実施・検証 （全県交流会への参加を条件とします）
奨励金額	●補助率：定額 ●補助限度額：300 千円
対 象 者	商店街の若手商業者グループ、複数の商店街等からなる若手商業者グループ ※概ね 40 歳代までの商店街団体構成員３名以上のグループ
そ の 他	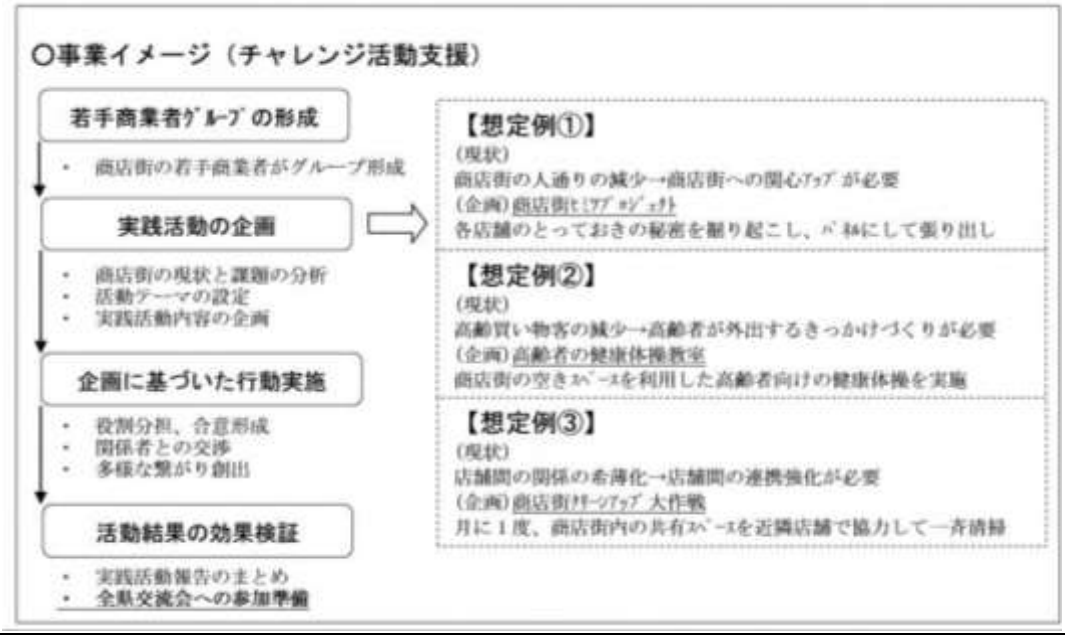

（次頁へつづく）

そ の 他 （つづき）	●全体交流会の開催 チャレンジ活動支援の成果発表と商店街を超えた若手商業者の交流を通じ、ネットワーク形成と学びの深化を支援します ※詳細につきましては、上記 QR コード（ホームページ）よりご確認くださいませ
問い合わせ先	兵庫県　産業労働部産業振興局経営商業課　　☎078-362-3326

31　移動販売への支援

内　　容	中山間地域や都市郊外での買い物利便性の向上と商店街の活性化を図るため、商店街等が実施する移動販売の取組を支援 ＜対象経費＞ 移動販売車導入費（リースを含む）、アルバイト等人件費、広告費
奨励金額	１～３年目：１/２、４・５年目：１/３ 【補助限度額】１～３年目：3,000 千円／４・５年目：2,000 千円
対 象 者	商店街・小売市場、商工会議所、商工会、商業者グループ
問い合わせ先	兵庫県　産業労働部　産業振興局　経営商業課　　☎078-341-7711

32　ひょうご IT 関連事業所開設支援事業

内　　容	県内における情報通信産業の振興や地域の活性化を図るため、県下に整備された超高速・高速通信ネットワークを活用し、県内対象地域に IT 関連の事業所を開設する IT 関連事業者に経費の一部を補助する （平成 25 年 10 月１日から運用開始、平成 30 年４月１日から対象地域拡大）
要　　件	①賃借料 新たに開設する IT 関連の事業所（機器設置施設・場所＜サーバールーム等＞、トイレ等事業所に付帯する必要な施設含む）の賃借料 なお、事業所スペースと生活スペースがひとつの建物に混在するときは、専ら生活の用に供する部分は補助対象外とする ②通信回線使用料 新たに開設する IT 関連事業所において、補助事業者が支払う通信回線使用料 通信資料料には、インターネット接続費のほか、専用回線、プロバイダー、レンタルサーバー、ドメイン利用料、ソフトウェアライセンス料など、通信回線を利用して事業を行うために必要な一連の経費を含むものとする ③人件費 新たに開設する IT 関連の事業所に勤務する高度 IT 技術者に係る人件費 ただし、次の者にかかるものを対象とする ａ．（独歩）情報処理推進機構が実施する情報処理技術者試験のうち高度試験及び応用情報技術者試験の合格者 ｂ．民間企業における「ａ」と同等の資格を有する者（※） ｃ．「ａ」と同等以上の技術（開発実績）を有する者

（次頁へつづく）

<table>
<tr><td>要　件
（つづき）</td><td>※「ｂ」民間企業における同等の資格要件、「ｃ」等以上の技術（開発実績）要件については学識者などの意見聴取により判断を行うものとする

④改修費
新たに開設する IT 関連の事業所（機械設備施設・場所＜サーバールーム等＞、トイレ等事業所に付帯する必要な施設含む）に必要となる建物改修費
ただし、対象工事費が 100 万円以上の場合に限り、補助対象となる
なお、事業所スペースと生活スペースがひとつの建物に混在するときは、専ら生活の用に供する部分は補助対象外とする

⑤事務機器取得費
新たに開設する IT 関連の事務所（機器設備施設・場所＜サーバールーム等＞、トイレ等事務所に付帯する必要な施設含む）に必要となる事務機器（OA 機器、デスク、椅子、キャビネットなど）取得費

★募集期間：補助金交付決定額が予算額に到達した時点で補助対象事業者の募集を終了します</td></tr>
<tr><td>対 象 者</td><td>IT 関連事業（※）に対する経験・実績がある事業者であって、県内対象地域において、空き家、空き店舗（校舎、工場などの空室を含む）などの利用されていない施設等を活用し、新たに IT 関連の事務所（機器設備施設・場所＜サーバールーム等＞、トイレ等事業所に付帯する必要な施設含む）を開設し、持続的に３年以上の事業を行う計画を有する者
なお、個人事業者の場合は、対象地域への居住を要件とする
※WEB 政策、デジタルコンテンツ制作、システム開発、プログラミング関連、CG・ゲームソフト制作関連、デザイン、インターネットビジネス（販売・ｅコマース等）、IT ビジネススクール、古ワーキングスペースの開設・運営　等</td></tr>
<tr><td>奨励金額</td><td>
<table>
<tr><th>内容</th><th>補助率</th><th>補助（限度）額</th></tr>
<tr><td>①</td><td>定額
（補助対象経費の１/２以内）</td><td>●１補助事業者あたり、５万円/月、60 万円/年の範囲内
●対象事業費の１/２が補助限度額を下回る場合は対象時消費の１/２を補助
●消費税は補助対象外</td></tr>
<tr><td>②</td><td>定額
（補助対象経費の１/２以内）</td><td>●１補助事業者あたり、５万円/月、60 万円/年の範囲内
●対象事業費の１/２が補助限度額を下回る場合は対象事業費の１/２を補助</td></tr>
<tr><td>③</td><td>定額</td><td>●100 万円/人・年
●１補助事業者あたり、１人分/年の範囲内</td></tr>
<tr><td>④</td><td>定額
（補助対象経費の１/２以内）</td><td>●150 万円
●対象事業費の１/２が補助限度額を下回る場合は対象事業費の１/２を補助
●消費税は補助対象外</td></tr>
<tr><td>⑤</td><td>定額
（補助対象経費の１/２以内）</td><td>●50 万円
●対象事業費の１/２が補助限度額を下回る場合は対象事業費の１/２を補助
●消費税は対象外</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

（次頁へつづく）

助成期間	①賃借料 ②通信回線使用料 　→利用開始から 36 ヶ月を限度とする ③人件費 　→業務開始から 36 ヶ月を限度とする ④改修費 ⑤事務機器取得費 　→事務所開設時１回限り
留意事項	事業計画書の提出にあたっての留意事項 １．事業計画書は随時受け付けている。ただし、予算がなくなり次第、受付を終了する ２．この補助事業では、地元市町に対して、対象事業費（人件費以外）の１/４相当の随伴支援を期待している 県の補助を受けるにあたって、市町の随伴補助は必須ではないが、事業実施にあたっては、市町の担当課にも支援策などを確認すること ３．申請者及び事業計画関係者が反社会的勢力と関係がある場合は、応募することができない もし、反社会的勢力と関係があることが判明した場合は、採択や交付決定を取り消すものである ４．補助対象経費には消費税及び地方消費税は含まない。補助率の計算の際には控除して計算すること 補助事業の実施にあたっての留意事項 １．補助金の申請 事業計画が認定された事業者は、兵庫県産業労働部補助金要綱にもとづき、兵庫県に補助金交付申請書等を提出すること（様式を別途配布） 補助事業に要する経費について契約書、見積書等の書類を添付する必要がある ２．補助対象経費が他補助事業と重複する場合の取扱い 提出しようとする補助金交付申請に対し、当課が実施する起業支援・事業所移転支援等同種の補助金が交付されている、または交付される予定の場合は、重複して申請できない ３．補助金の支払い それぞれの項目ごとの期限にしたがい実績報告書を提出すること。その後、県において実績確認し、補助金額を確定したのちに、補助金の支払いを行う ４．公表 認定を受けた補助事業は、事業者名、事業概要等について、パンフレット、WEB サイトなどで広く紹介する ５．事業成果等の報告 補助事業者は、補助事業完了後も補助金の交付の目的を達成するため、収益の拡大に努め、補助金交付年度以降の５年間を限度として、県の求めに応じて、事業成果等について報告を行うこと。また、紙面や発表会等での報告を求めた場合も協力をお願いする ６．事業の中止（廃止） 補助事業者が補助対象期間中に事業を中止（廃止）したときは、交付決定の全部又は一部を取り消し、補助金の返還を命じることがある
流　　れ	補助金交付までの流れ １．事業計画申請書の提出→事業計画の認定 ２．補助金交付申請→補助金交付決定 ３．事業変更申請→承認 ４．実績報告書提出→補助金額確定通知 ※賃料・通信回線使用料は、概算払の希望があれば６ヶ月ごと、人件費は年度ごと、改修費・事務機器取得費は完了後すぐ ５．補助金請求→補助金支払い

（次頁へつづく）

そ の 他	県内への IT 関連事業所の誘致を推進するため、「ひょうごＩＴ関連事業所誘致協力企業・団体（略：ひょうご IT 誘致協力企業）」を募集しています
問い合わせ先	兵庫県　産業労働部産業振興局新産業課　　☎078-362-3054

33　特例子会社・事業協同組合設立等助成金

内　　容	中堅・中小企業による特例子会社や事業協同組合（障害者雇用の算定特例）の設立や、特例子会社や事業協同組合による障害者新規雇用２名以上を伴う新たな事業展開や業務改善等に要する経費に対して助成します

奨励金額

１．特例子会社・事業協同組合設立助成

①特例子会社設立助成	対象	中堅企業・中小企業
	対象経費	施設整備費、備品購入費、リース料等（ソフト経費を除く）
	助成率	１/２　上限：5,000 千円
②事業協同組合（算定特例）設立助成	対象	中小企業
	対象経費	施設整備費、備品購入費・リース料等（ソフト経費を除く）
	助成率	２/３　上限：5,000 千円

２．事業拡大・事業改善助成

障害者の新規雇用	対象	県内の特例子会社（支店含む）・事業協同組合（算定特例）
	対象経費	施設整備費、備品購入費、広告宣伝費等（ソフト経費を含む）
	助成率	１/２　上限：１人目の雇用/1,000 千円、 ２人目以降の雇用/100 千円
重度身体・知的障害者、精神障害者の新規雇用	対象	県内の特例子会社（支店含む）・事業協同組合（算定特例）
	対象経費	施設整備費、備品購入費、広告宣伝費等（ソフト経費を含む）
	助成率	１/２　上限：１人目の雇用/2,000 千円、 ２人目以降の雇用/500 千円

問い合わせ先	兵庫県　産業労働部政策労働局労政福祉課　　☎078-362-9183

34　女性起業家支援事業

内　　容

起業・第二創業を目指す女性起業家向け助成金
地域の需要を創出し、地域経済の活性化を図るため、新しい感性や豊かな経験を有する女性の活力を引き出し、活躍しやすい環境を整える「女性起業家支援事業」を実施します
具体的には、県内で起業や第二創業を目指す女性のうち、審査委員会において有望なビジネスプランであると選定された方に対し、新たなビジネスプラン開発や新事業展開を行うための経費の一部を助成します
〇ひょうごチャレンジ起業支援貸付（無利子貸付）の同時申請が可能です
〇今年度から、商工会、商工会議所等での事前相談が必要です

要　　件

●新たなビジネスプラン開発や新事業展開を行う事業であること
●地域経済の活性化に資する事業であること
＜事業例＞
子育て教室併設のカフェの経営、ビジネスマナー指導等の教育・研修事業、アレルギーに対応した洋菓子の販売、農漁村体験等のツアー企画、WEB による日本酒の海外販売など

★受付期間：４月 15 日(月)～７月 31 日(水)　最終日 16 時必着

助成金額

助成限度額	
空き家を活用しない場合	空き家を活用する場合
起業に要する経費　100 万円以内	起業に要する経費　100 万円以内 空き家活用に要する経費 100 万円以内 計 200 万円以内

【助成率】
助成対象経費の２分の１以内

対 象 者

女性の代表者（実質的な経営者）で、県内に活動拠点を置いて①または②に該当する方が対象となります
①起業にチャレンジする場合（初めて事業を営む方）
　平成 30 年４月１日から令和２年１月末日までに、起業した方又は起業を予定している方
②第二創業にチャレンジする場合（すでに中小企業を営んでいる方）
　平成 30 年４月１日から令和２年１月末日までに、第二創業をした方又は第二創業を予定している方
※「第二創業」とは、現在の事業と日本標準産業部類の中分類（２桁部類）の異なる業種に属する事業分野に進出する場合をいいます

注意）過去において「女性起業家支援事業」「シニア起業家支援事業」「ふるさと起業・移転促進事業（ふるさと起業支援事業）」補助金等を受けた方は対象外となります

制度期間

上記 QR コード（ホームページ）よりご確認ください

問い合わせ先

公益財団法人　ひょうご産業活性化センター
創業推進部　新事業課　　☎078-977-9072

35　若手起業家支援事業

内　　容	起業・第二創業を目指す若手起業家向け助成金 地域の需要を創出し、地域経済の活性化を図るため、柔軟な発想力を有する若者の活力を引き出し、活躍しやすい環境を整える「若手起業家支援事業」を実施します 具体的には、県内で起業や第二創業を目指す若者（35 歳未満）のうち、審査委員会において有望なビジネスプランであると選定された方に対し、新たなビジネスプラン開発や新事業展開を行うための経費の一部を助成します 〇ひょうごチャレンジ起業支援貸付（無利子貸付）の同時申請が可能です 〇今年度から、商工会、商工会議所等での事前相談が必要です
要　　件	●新たなビジネスプラン開発や新事業展開を行う事業であること ●地域経済の活性化に資する事業であること ★受付期間：４月 15 日(月)～７月 31 日(水) 最終日 16 時必着
助成金額	助成限度額 空き家を活用しない場合：企業に要する経費　100 万円以内 空き家を活用する場合：企業に要する経費　100 円以内／空き家活用に要する経費 100 万円以内／計 200 万円以内 【助成率】助成対象経費の２分の１以内
対 象 者	【応募資格】 平成 31 年４月１日時点で 35 歳未満の代表者（実質的な経営者）で、県内に活動拠点を置いて、①又は②に該当する方が対象となります ①起業にチャレンジする場合（初めて事業を営む方） 平成 30 年４月１日から令和２年１月末日までに、起業した方又は起業を予定している方 ②第二創業にチャレンジする場合（すでに中小企業を営んでいる方） 平成 30 年４月１日から令和２年１月末日までに、第二創業をした方又は第二創業を予定している方 ※「第二創業」とは、現在の事業と日本標準産業分類の中分類（２桁分類）の異なる業種に属する事業分野に進出する場合をいいます） 注意）過去において「女性起業家支援事業」「ふるさと起業・移転促進事業（ふるさと起業支援事業）」補助金等の採択を受けた方は対象外となります
制度期間	上記 QR コード（ホームページ）よりご確認ください
問い合わせ先	公益財団法人　ひょうご産業活性化センター 創業推進部　新事業課　　☎078-977-9072

36　ミドル起業家支援事業

内　　容	事業性と社会性を両立させつつ、明確な事業モデルや堅実な事業計画をもった起業家を支援するため、地域課題解決に資する事業計画に係る経費を補助します

（次頁へつづく）

要　　件	（１）下記の基準を満たす社会的事業であること ①社会性…地域社会が抱える課題（まちづくり・地域活性化、子育てや介護・福祉、環境保護等）の解決に資する ②事業性…提供サービスの対価として得られる収益で自律的な事業の継続が可能 ③必要性…地域の課題に対し、当該地域の課題解決に資するサービス供給が不十分 （２）採択された事業計画に基づき、その事業化、具体化を行う事業であること （３）地域経済の活性化に資する事業であること ★受付期間：４月１日(月)～６月 28 日(金)　最終日 16 時必着
助成金額	助成限度額 空き家を活用しない場合：起業に要する経費　100 万円以内 空き家を活用する場合：起業に要する経費　100 円以内／空き家活用に要する経費 100 万円以内／計 200 万円以内 【助成率】助成対象経費の２分の１以内
対 象 者	代表者がミドル層（平成 31 年４月１日時点で 35 歳以上 55 歳未満）で、かつ、県内に居住し、及び活動拠点を置いて、平成 31 年４月１日から令和２年１月１日までに、新たに起業をした方またはする予定の方 注意）過去において「女性起業家支援事業」「若手企業家支援事業」「ふるさと起業・移転促進事業（ふるさと起業支援事業）」補助金等の採択を受けた方は対象外となります
制度期間	上記 QR コード（ホームページ）よりご確認ください
問い合わせ先	公益財団法人　ひょうご産業活性化センター 創業推進部　新事業課　　☎078-977-9072

37　シニア起業家支援事業

内　　容	起業・第二創業を目指すシニア起業家向け助成金 地域の需要を創出し、地域経済の活性化を図るため、豊富な経験や技術、幅広い人脈等の強みを有するシニアの活力を引き出し、活躍しやすい環境を整える「シニア起業家支援事業」を実施します 具体的には、県内で起業や第二創業を目指すシニア（55 歳以上）のうち、審査委員会において有望なビジネスプランであると選定された方に対し、新たなビジネスプラン開発や新事業展開を行うための経費の一部を助成します 〇ひょうごチャレンジ支援貸付（無利子貸付）の同時申請が可能です 〇今年度から、商工会、商工会議所等での事前相談が必要です
要　　件	●新たなビジネスプラン開発や新事業展開を行う事業であること ●地域経済の活性化に資する事業であること <事業例> 地元食材を使った割烹の経営、次世代エネルギーの新技術開発、経営コンサルタント事業、伝統技能の伝承・海外展開事業など ★受付期間：４月 15 日(月)～７月 31 日(水)　最終日 16 時必着

（次頁へつづく）

<table>
<tr><td>助成金額</td><td>
<table>
<tr><th colspan="2">助成限度額</th></tr>
<tr><th>空き家を活用しない場合</th><th>空き家を活用する場合</th></tr>
<tr><td>起業に要する経費　100 万円以内</td><td>起業に要する経費　100 円以内
空き家活用に要する経費 100 万円以内
計 200 万円以内</td></tr>
</table>
【助成率】
助成対象経費の２分の１以内</td></tr>
<tr><td>対 象 者</td><td>平成 31 年４月１日時点で 55 歳以上の代表者（実質的な経営者）で、県内に活動拠点を置いて、①又は②に該当する方が対象となります
①起業にチャレンジする場合（初めて事業を営む方）
　平成 30 年４月１日から令和２年１月末日までに、起業した方又は起業を予定している方
②第二創業にチャレンジする場合（すでに中小企業を営んでいる方）
　平成 30 年４月１日から令和２年１月末日までに、第二創業をした方又は第二創業を予定している方
※「第二創業」とは、現在の事業と日本標準産業分類の中分類（２桁分類）の異なる業種に属する事業分野に進出する場合をいいます）

注意）過去において「女性起業家支援事業」「シニア起業家支援事業」「ふるさと起業・移転促進事業（ふるさと起業支援事業）」補助金等を受けた方は対象外となります</td></tr>
<tr><td>制度期間</td><td>上記 QR コード（ホームページ）よりご確認ください</td></tr>
<tr><td>問い合わせ先</td><td>公益財団法人　ひょうご産業活性化センター
創業推進部　新事業課　　☎078-977-9072</td></tr>
</table>

38　クリエイティブ起業創出事業

内　　容	クリエイティブ起業創出への助成金（公開審査型） 独創性あふれるアイディアや優れた技術・技能を有し、新たな市場や価値を生み出す取り組みにチャレンジする若手起業家等の方を支援します
要　　件	創造性や技能・技術により新たな価値や市場を生み出すクリエイティブなものづくりやサービス（デザイン・アート・コンテンツ・広告・ファッション等に限らず、食・インテリア・伝統工芸品・観光などあらゆる分野を対象とする。ただし、第一次産業は除く） 注意）公序良俗に反する事業や、公金の使途として社会通念上不適切であると判断される事業（風営法により規制の対象となるもの等）は対象外です ★受付期間：上記 QR コード（ホームページ）よりご確認ください

（次頁へつづく）

<table>
<tr><td>助成金額</td><td>平成 31 年４月１日から令和２年２月末日までに支払った次の経費（11 ヶ月）
●起業に要する経費（事務所開設費、初度備品費、広告宣伝費等）
●研究開発に要する経費（人件費、試作・開発費）
●空き家活用に要する経費（工事費）※空き家を活用する場合

<table><tr><th colspan="2">助成限度額</th></tr><tr><th>空き家を利用しない場合</th><th>空き家を利用する場合</th></tr><tr><td>起業に要する経費　100 万円以内
研究開発に要する経費　100 万円以内
計 200 万円以内</td><td>起業に要する経費　100 万円以内
研究開発に要する経費　100 万円以内
空き家活用に要する経費　100 万円以内
計 300 万円以内</td></tr></table></td></tr>
<tr><td>対 象 者</td><td>新規性や創造性に富んだビジネスプランを有し、平成 30 年４月１日から令和２年１月末日までに、県内で起業・第二創業した又はする予定の概ね 40 歳未満の方
ただし、特に優れたビジネスプランを有する者は年齢を問いません
<注意>
●ボランティア活動、財団法人、社団法人は対象外です
●兵庫県及びセンター等が実施する次の補助・助成事業により、過去に補助金額等を受けた方は応募できません。また、同一年度に本助成金と下記補助金等を同時に受けることはできません
女性起業家支援事業、シニア起業家支援事業、若手起業家支援事業、ミドル起業家支援事業、ふるさと起業・移転促進事業（一般枠、東京 23 区枠）、クリエイティブ起業創出事業、多自然地域 IT 関連事業所振興支援事業、兵庫高度 IT 起業家等集積支援事業、コミュニティ・ビジネス離陸応援事業、高齢者コミュニティ・ビジネス離陸応援事業
●兵庫県が実施する「空き家活用支援事業（事業所型）」の補助金を過去に受けた方、又は今年度に受ける方については、空き家活用に要する経費は助成対象外となります（※起業に要する経費は助成対象）
●上記以外に、申請しようとする事業計画に対し、国、地方自治体等から補助金等が交付されている場合は、原則としてその助成対象経費を控除してください
●申請者及び事業計画関係者が反社会的勢力と関係がある場合は、応募することができません。もし、反社会的勢力と関係があることが判明した場合は、採択や交付決定を取り消します
●国税又は地方税の滞納がある場合は、応募できません（ただし、課税庁が認めた納入計画を立てているものを除く）</td></tr>
<tr><td>問い合わせ先</td><td>公益財団法人　ひょうご産業活性化センター
創業推進部　新事業課　　☎078-977-9072</td></tr>
</table>

39　ふるさと起業・移転促進事業（一般枠）

内　　容	県内での起業を促進するため、UIJ ターン者等で起業・第二創業等を目指す方からビジネスプランの募集を行います 〇ひょうごチャレンジ起業支援貸付（無利子貸付）の同時申請が可能です 〇今年度から、商工会、商工会議所等での事前相談が必要です
要　　件	受付期間：４月 15 日(月)～７月 31 日(水)　最終日 16 時必着

（次頁へつづく）

<table>
<tr><td>助成金額</td><td>【対象経費】
●起業に要する経費（対象期間：平成 31 年４月１日～令和２年１月末日）
事務所開設費、備品購入費、専門家経費、広告宣伝費　等
●移住に要する経費（対象期間：平成 31 年４月１日～令和２年１月末日）
引越代、移住後の住居家賃　等
<table><tr><th colspan="2">助成限度額</th></tr><tr><th>空き家を活用しない場合</th><th>空き家を活用する場合</th></tr><tr><td>起業に要する経費　100 万円以内
移住に要する経費　100 万円以内
計 200 万円以内</td><td>起業に要する経費　100 円以内
移住に要する経費　100 万円以内
空き家活用に要する経費 100 万円以内
計 300 万円以内</td></tr></table>
【助成率】１/２</td></tr>
<tr><td>対 象 者</td><td>〇平成 30 年４月１日から令和２年１月末日までに兵庫県内へ住民登録を移し、かつ、３年以上居住し続ける意思を有する方
〇平成 30 年４月１日から令和２年１月末日までに、県内で新たなに起業・第二創業された方</td></tr>
<tr><td>問い合わせ先</td><td>公益財団法人　ひょうご産業活性化センター
創業推進部　新事業課　　☎078-977-9072</td></tr>
</table>

40　UIJ ターン起業家（東京 23 区枠）向け助成金

<table>
<tr><td>内　　容</td><td>兵庫県内で地域の社会的課題を解決するために起業する、UIJ ターン者（東京 23 区枠）を応援します</td></tr>
<tr><td>要　　件</td><td>（１）下記の基準を満たす社会的事業であること
①社会性…地域社会が抱える課題（まちづくり・地域活性化、子育てや介護・福祉、環境保護等）の解決に資する
②事業性…提供サービスの対価として得られる収益で自律的な事業の継続が可能
③必要性…地域の課題に対し、当該地域の課題解決に資するサービス供給が不十分
（２）採択された事業計画に基づき、その事業化、具体化を行う事業であること
（３）地域経済の活性化に資する事業であること

★受付期間：７月 16 日(火)～８月 16 日(金)　最終日 16 時必着</td></tr>
<tr><td>助成金額</td><td>事務所開設費、初度備品費、専門家経費、広告宣伝費など、事業の立ち上げ等に必要な経費として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって発注・納品・支払等の金額・時期・内容等が確認できる経費
※令和元年８月１日（目途。交付決定日）から令和２年１月末日までの間に、物品等の引越しや役務の提供及び支払いが完了する経費に限ります

<table><tr><th colspan="2">助成限度額</th></tr><tr><th>空き家を活用しない場合</th><th>空き家を活用する場合</th></tr><tr><td>起業に要する経費　100 万円以内</td><td>起業に要する経費　100 円以内
空き家活用に要する経費 100 万円以内
計 200 万円以内</td></tr></table>
【助成率】１/２</td></tr>
</table>

（次頁へつづく）

対 象 者	下記要件を満たす方 （１）平成 31 年４月１日から令和２年１月末日までに、 ①東京圏※から県内に住民票登録を移し、５年以上居住し続ける意思を有す代表者 ②県内に活動拠点をおいて起業した、または予定している方で５年以上事業を営み続ける意思を有する方 （２）移住直前に連続して５年以上東京 23 区に在住、または東京圏※に在住で 23 区に通勤していた方 ※東京圏…東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県のうち条件不条理地区（過疎地域等）を除く地域
制度期間	令和元年 10 月１日（目途。交付決定日）～令和２年１月末日（４ヶ月）
問い合わせ先	公益財団法人　ひょうご産業活性化センター 創業推進部　新事業課　　☎078-977-9072

41　高齢者コミュニティ・ビジネス離陸応援事業

内　　容	高齢者の多様な経験や資格・能力を活かし、地域社会の様々なニーズを満たすサービスを有償で提供するコミュニティ・ビジネスに新たに取り組む団体を支援する「高齢者コミュニティ・ビジネス離陸応援事業について、支援を希望するビジネスプランを募集します 〇今年度から、申請書の提出先が(公財)ひょうご産業活性化センターとなっています 〇ひょうごチャレンジ起業支援貸付（無利子貸付）の同時申請が可能です
要　　件	地域課題の解決、地域貢献を目的とし、地域と連携した事業であり、地域経済の活性化に資する事業で、平成 30 年４月１日から令和２年１月末日までに、新たに開始した、または予定である事業 ★受付期間：４月 15 日(月)～７月 31 日(水)　最終日 16 時必着
助成金額	【対象経費】 事務所開設費、初度備品費、専門家経費、広告宣伝費など、事業の立ち上げ等に必要な経費、人件費（55 歳以上の雇用者の賃金・交通費等） 上　限：100 万円（人件費はこのうちの 50 万円が上限） 助成率：１/２
対 象 者	次の条件を満たす団体 ①県内に活動拠点を置き、県内の地域を活動領域としている団体（任意のグループ、特定非営利活動法人、一般社団法人、株式会社　等） ②平成 31 年４月１日現在、代表者が 55 歳以上で、構成員が３人以上、うち 55 歳以上の者が２人以上（代表者含む）であること ③必要に応じて高齢者の就業に配慮した勤務条件・労働環境を整備していること ※既に事業を行っている団体であっても、高齢者コミュニティ・ビジネスとして新たな展開や事業の拡大を行う場合は、応募可能
対象期間	平成 31 年４月１日～令和２年１月末日
問い合わせ先	公益財団法人　ひょうご産業活性化センター 創業推進部　新事業課　　☎078-977-9072

42　新事業創出支援貸付（資本性ローン）

内　　容

新規事業展開のための無利子貸付金
「新事業創出支援貸付」は、IT 産業、生活・サービス産業における新規事業展開や、独創性・新規性の高い実用化段階のものづくり、産学連携・事業連携を支援するための無利子貸付制度です
ご利用に際しては、公募要項をご熟読のうえ、受付期間内に必要書類を(公財)ひょうご産業活性化センターに持参または郵送により提出してください（期間内必着）
不備なく書類をご提出いただくためにも、できるだけ事前にご相談ください。
※資本性ローン：据置期間が長期で他の債権に劣後し金融検査上、自己資本とみなすことが可能であり、資金繰りの改善が見込めます

要　　件

●兵庫県内に事業所を有する方　又は
●兵庫県内で新たに事業を開始される方

【IT ビジネス、生活・サービス産業向け】
IT 活用ビジネスや、生活・サービス産業における新規事業展開にご利用いただける、長期（５年６ヶ月期限一括償還）の無利子貸付金です

区分	IT 活用ビジネス	生活・サービス産業創出
対象者	IT 技術を活用した新規事業開発に取り組む中小企業者等	生活･サービス産業における新規事業開発に取り組む中小企業者等
対象分野	健康、生活文化、情報通信、環境・エネルギー、ナノテクノロジー・新製造技術・新素材、輸送・物流、ビジネスサポート、防災・安全	健康、生活文化、環境・エネルギー、輸送・物流、ビジネスサポート、防災・安全

【ものづくり、産学連携・事業連携向け】
ものづくり企業や、産学連携・事業連携による実用化段階の研究開発にご利用いただける、長期（５年６ヶ月期限一括償還）の無利子貸付金です

区分	ものづくり	産学連携・事業連携
対象者	ものづくり産業における新規事業開発に取り組む中小企業者等	産学連携又は事業連携により新規事業開発に取り組む企業等
対象分野	健康、生活文化、情報通信、環境・エネルギー、ナノテクノロジー・新製造技術・新素材、輸送・物流、ビジネスサポート、防災・安全	

★受付期間：上記 QR コード（ホームページ）よりご確認ください

（次頁へつづく）

<table>
<tr><td>貸付金額</td><td>
<table>
<tr><td>区分</td><td>IT 活用ビジネス</td><td>生活・サービス産業創出</td><td>ものづくり</td><td>産学連携・
事業連携</td></tr>
<tr><td>対象経費</td><td>①試作段階までの新製品・新技術の実用化開発に必要な経費
②マーケティング調査、販路開拓に必要な経費
③ソフトウェア開発・システム構築に必要な経費</td><td>①サービス実証に必要な経費
②ビジネスモデル開発、販路開拓に必要な経費</td><td colspan="2">①試作段階までの新製品・新技術の実用化開発に必要な経費
②マーケティング調査、販路開拓に必要な経費</td></tr>
<tr><td>貸付限度額</td><td>1,500 万円</td><td>400 万円</td><td>1,500 万円</td><td>3,000 万円</td></tr>
<tr><td>貸付利率</td><td colspan="4">無利子</td></tr>
<tr><td>貸付割合</td><td colspan="4">対象経費の 70%以内
※上記対象経費の 70%又は貸付限度額の低い方が貸付額の上限です</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>貸付期間</td><td>５年６ヶ月期限一括償還</td></tr>
<tr><td>問い合わせ先</td><td>公益財団法人　ひょうご産業活性化センター
創業推進部　投資育成課　　☎078-977-9075</td></tr>
</table>

43　ひょうごチャレンジ起業支援貸付
（ひょうご神戸チャレンジマーケット連携事業）

内　　容	有望なビジネスプランを有し、兵庫県内において起業等にチャレンジする方を支援するための無利子・無担保・無保証（代表者保証も不要）制度です ご利用に際しては、公募要項をご熟読の上、受付期間内に必要書類を(公財)ひょうご産業活性化センターに持参又は郵送により提出してください（期間内必着） 不備なく書類をご提出いただくためにも、できるだけ事前にご相談ください
要　　件	今年度に実施するひょうご・神戸チャレンジマーケット（以下「チャレンジマーケット」という）に申込みをし、有望なビジネスプランを有し、兵庫県内において主たる事業所を有し起業等にチャレンジし、下欄のいずれかに該当する方 １．原則として創業後５年未満の方 ２．創業後５年以上の場合は、新たな事業活動に対する経営革新計画の認定を取得した方に限ります（ただし、認定計画申請中でも応募は可能ですが、認定が取得できなかった場合は応募がなかったものとして扱いします） ３．過去にチャレンジマーケットの認定を受け、※同時に貸付を希望されず、今年度の貸付を希望される方（チャレンジマーケットの応募は必要としません）※同時に貸付を希望され「不採択」とされた方は除きます （次頁へつづく）

（次頁へつづく）

<table>
<tr><td>要　　件
（つづき）</td><td>４．起業する場合は次の①～③までのいずれかに該当する方
①同一業種の事業所（中小企業に限らない）に継続して３年以上勤務し、最終の事業所を退職したのち概ね１年以内にその技術又は経験を活かし、県内で同一業種により営業を開始しようとする方
②法律に基づく資格を有し、原則として資格取得後５年以内に県内でその資格により営業を開始しようとする方
③特許法、実用新案法、意匠法に基づく出願による登録を受け（第三者からの技術移転を含む）、その技を用いて、県内で営業を開始しようとする方

★募集期間：上記 QR コード（ホームページ）よりご確認ください</td></tr>
<tr><td>貸付条件</td><td><table>
<tr><td>貸付対象分野</td><td>医療・福祉、生活文化、情報通信、環境・エネルギー、新製造技術・新素材、輸送・物流、ビジネスサポート、防災・安全等</td></tr>
<tr><td>貸付限度額</td><td>1,000 万円（貸付額は 10 万単位、最低金額は 100 万円）</td></tr>
<tr><td>貸付割合</td><td>ひょうご産業活性化センターが貸付対象として認めた必要経費の 70%以内
上記または貸付限度額の低い方が貸付額の上限</td></tr>
<tr><td>貸付利率</td><td>無利子</td></tr>
<tr><td>貸付期間</td><td>10 年以内（うち３年据置）、均等半年賦償還</td></tr>
<tr><td>資金使途</td><td>貸付日以降の１年以内に支出する運転資金・設備資金</td></tr>
<tr><td>担保・保証人</td><td>無担保・無保証（代表者保証も不要）</td></tr>
<tr><td>留意事項</td><td>貸付の可否は貸付審査会で決定します
また、審査状況により貸付条件が付加される場合があります</td></tr>
</table></td></tr>
<tr><td>そ の 他</td><td>ひょうご・神戸チャレンジマーケットの申込みと同時に貸付申請書等が必要です
詳細はホームページ（上記 QR コード）の公募要項ご覧ください</td></tr>
<tr><td>問い合わせ先</td><td>公益財団法人　ひょうご産業活性化センター
創業推進部　投資育成課　　☎078-977-9075</td></tr>
</table>

44　ひょうごチャレンジ起業支援貸付

要　　件	1．女性起業家支援事業連携用 兵庫県内に活動拠点をおいて起業にチャレンジする（初めて事業を営む）女性の代表者（実質的な経営者）で、(公財)ひょうご産業活性化センターが実施する女性起業家支援事業に申込みをする企業に限る（ただし、過去においてひょうごチャレンジ起業支援貸付の貸付決定を受けた者及び第二創業による申請者は除く） 2．若手起業家支援事業連携用 平成 31 年４月１日において満 35 歳未満で、かつ、兵庫県内に活動拠点をおいて起業にチャレンジする（初めて事業を営む）代表者（実質的な経営者）で、(公財)ひょうご産業活性化センターが実施する若手起業家支援事業に申込みをする企業に限る（ただし、過去においてひょうごチャレンジ起業支援貸付の貸付決定を受けた者及び第二創業による申請者は除く） 3．シニア起業家支援事業連携用 平成 31 年４月１日時点において満 55 歳以上で、かつ、兵庫県内に活動拠点をおいて起業にチャレンジする（初めて事業を営む）代表者（実質的な経営者）で、(公財)ひょうご産業活性化センターが実施するシニア起業家支援事業に申込みをする企業に限る（ただし、過去においてひょうごチャレンジ起業支援貸付の貸付決定を受けた者及び第二創業による申請者は除く） 4．UIJ ターン起業家（一般枠・東京 23 区枠）向け助成金 （一般枠） 平成 30 年４月１日から令和２年１月末日までに県外から兵庫県内へ住民票を移し、３年以上（令和５年１月末日まで）県内に居住し続ける意思を有する代表者で次のいずれかに該当する場合 ①県内に活動拠点を置いて、平成 30 年４月１日から令和２年１月末日までに起業・第二創業をした方、または予定している方 ②平成 31 年４月１日から令和２年１月末日までに、県外の事業所を県内に移転する方 （東京 23 区枠） 東京圏（東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県のうち条件不利地区（過疎地域等）を除く地域から兵庫県内へ住民登録を移し、かつ、兵庫県内に活動拠点をおいて起業にチャレンジする（初めて事業を営む）代表者（実質的な経営者）で、５年以上兵庫県に居住し続ける意思を有し、センターが実施するふるさと起業・移転促進事業に申込みをする企業等に限る（ただし、過去においてひょうごチャレンジ起業支援貸付の貸付決定を受けた者及び第二創業・事業所移転による申請者は除く） 5．クリエイティブ起業創出事業連携用 新規性や創造性に富んだビジネスプランを有し、兵庫県内に活動拠点をおいて起業にチャレンジする（初めて事業を営む）代表者（実質的な経営者）で、(公財)ひょうご産業活性化センターが実施するクリエイティブ起業創出事業に申込みをする企業等に限る（ただし、過去においてひょうごチャレンジ起業支援貸付の貸付決定を受けた者及び第二創業による申請者は除く） 6．ミドル起業家支援事業連携用 平成 31 年４月１日時点において 35 歳以上 55 歳未満で、かつ、兵庫県内に居住し、及び活動拠点をおいて起業にチャレンジする（初めて事業を営む）代表者（実質的な経営者）で、(公財)ひょうご産業活性化センターが実施するミドル起業家支援事業に申込みをする企業に限る（ただし、過去においてひょうごチャレンジ起業支援貸付決定を受けた者及び第二創業による申請者は除く）

（次頁へつづく）

<table>
<tr><td>要　　件
（つづき）</td><td>７．高齢者コミュニティ・ビジネス離陸応援事業
　県内に活動拠点を置き、県内の地域を活動領域としている団体（任意のグループ、特定非営利活動法人、一般社団法人、株式会社　等）で、かつ、平成 31 年４月１日現在、代表者が 55 歳以上で、構成員が３人以上、うち 55 歳以上の者が２人以上（代表者含む）であることで、(公財)ひょうご産業活性化センターが実施する高齢者コミュニティ・ビジネス離陸応援事業に申込みをする企業等に限る（ただし、過去においてひょうごチャレンジ起業支援貸付決定を受けた者及び第二創業による申請者は除く）</td></tr>
<tr><td>貸付条件</td><td>
<table>
<tr><td>貸付対象分野</td><td>各支援事業ビジネスプラン募集要項に定める業種及び以下の事業とする
①新たなビジネスプラン開発や新事業展開を行う事業であること
②地域経済の活性化に資する事業であること</td></tr>
<tr><td>貸付限度額</td><td>500 万円（貸付額は 10 万円単位、最低貸付金額は 100 万円）</td></tr>
<tr><td>貸 付 割 合</td><td>センターが貸付対象として認めた必要経費の 70%以内または貸付限度額の低い方が貸付金額の上限</td></tr>
<tr><td>貸 付 利 率</td><td>無利子</td></tr>
<tr><td>貸 付 期 間</td><td>10 年以内（うち３年据置）</td></tr>
<tr><td>貸 付 使 途</td><td>貸付日以降の１年以内に支出する運転資金・設備資金
（助成金対象経費以外も認められます）</td></tr>
<tr><td>担保・保証人</td><td>無担保・無保証（代表者保証も不要）</td></tr>
<tr><td>留 意 事 項</td><td>貸付の可否は貸付審査会で決定します
また、審査状況により貸付条件が付加される場合があります</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>問い合わせ先</td><td>公益財団法人　ひょうご産業活性化センター
創業推進部　投資育成課　　☎078-977-9075</td></tr>
</table>

国の制度

45　地域創造的起業補助金

内　　容	「地域創造的起業補助金」は、新たな需要や雇用の創出等を促し、我が国経済を活性化させることを目的に、新たに創業する者に対して創業に要する経費の一部を助成（以下「補助」という）します
要　　件	本補助金の対象となる事業（以下「補助事業」という）は、以下の①～⑤の要件をすべて満たす企業であることが必要です ①既存技術の転用、隠れた価値の発掘（新技術、設計・デザイン、アイディアの活用等を含む）を行う新たなビジネスモデルにより、需要や雇用を創出する事業であること ②産業競争力強化法第２条 25 項に規定される特定創業支援事業を受ける者による事業であること ③金融機関からの外部資金による調達が十分見込める事業であること ④地域の需要や雇用を支える事業や海外市場の獲得を念頭とした事業を、日本国内において興すもの ⑤以下のいずれにも合致しないこと ・公序良俗に問題のある事業 ・公的な資金の使途として社会通念上、不適切であると判断される事業（風俗営業等） ・国（独立行政法人を含む）の他の補助金、助成金を活用する事業 ※本補助事業期間内に、同一の事業計画で国（独立行政法人を含む）の他の補助金、助成金の交付を受けている、又は受けることが決まっている場合は対象外となります ※また、同一の事業計画で他の補助金、助成金を申請中の場合で、いずれも採択された場合は、どちらを活用するかを選択していただきます。また、該当記入欄に記入がなく、後日事実が明らかになった場合には、採択後であっても補助金の交付を取り消す場合があります ★応募期間：上記 QR コード（ホームページ）よりご確認ください
対 象 者	本補助金の募集対象者は、以下の①～⑧の要件をすべて満たす者であることが必要です ①「新たに創業する者」であること 「新たに創業する者」とは、平成 31 年４月 27 日以降に創業する者であって、補助事業期間完了日までに個人開業又は会社（以下、会社法上の株式会社、合同会社、合名会社、合資会社を指す）・企業組合・協業組合・特定非営利活動法人の設立を行い、その代表となる者。この場合の応募主体は、個人となります ※すでに個人事業主あるいは経営者の方は対象となりません ただし、個人事業主または経営者の方においても、既存事業と異なる新たな事業を、新たに開業届、あるいは会社等の設立をもって実施する場合は対象となります ②次のいずれかに該当する者（みなし大企業）でないこと ・発行済株式の総数又は出資価格の総額の２分の１以上を同一の大企業が所有している中小企業 ・発行済株式の総数又は出資価格の総額が３分の２以上を大企業が所有している中小企業者 ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の２分の１以上を占めている中小企業者 ③応募者が個人（※１）の場合、日本国内に居住し、日本国内で事業を興す者であること 応募者が法人の場合、日本国内に本社を置き、日本国内で事業を興す者であること ※１　外国籍の方は、「国籍・地域」「在留期間等」「在留資格」「在留期間等の満了の日」「住民基本台帳法 30 条の 45 に規定する区分」の項目が明記された住民票を添付してください

（次頁へつづく）

<table>
<tr><td>対 象 者
（つづき）</td><td>④事業実施完了日までに、計画した補助事業の遂行のために新たに従業員を１名以上雇い入れること
実績報告の際に以下の書類を提出してください
・雇用契約書（アルバイト等の場合：就業条件（日給・時給・勤務場所等）の確認可能なもの）
・雇用期間中の給与明細または賃金台帳
・支払い証拠書類（銀行口座写しや小口現金出納帳等）
・事業実施概要報告書（平成 30 年度地域創造的起業補助金交付規定　様式第７別紙１）において、新たに雇用した従業員が補助事業においてどのような役割を担ったのか記述してください
※本要件が満たされていないと判断された場合、交付決定取消しとなりますのでご注意ください

⑤産業競争力強化法に基づく認定市区町村における創業であること（※２）

⑥産業競争力強化法に基づく認定市区町村又は認定連携創業支援事業者から同法第２条第 25 項に基づく認定特定創業支援事業（※２）を受ける者であること

⑦訴訟や法令順守上の問題を抱えている者ではないこと

⑧応募者又は法人の役員が「暴力団体の反社会的勢力でないこと」、「反社会的勢力との関係を有しないこと」、また「反社会的勢力から出資等の資金提供を受ける場合」は対象外とします

※２　産業競争力強化法（平成 25 年法律第 98 号）では、市区町村を中心とした創業支援事業の取組が促進されるよう市区町村において創業支援事業に関する計画を作成し、この計画を国が認定、支援することとしております
計画の認定を受けた市区町村では、商工会・商工会議所や金融機関等と連携し、当該地域の創業者・創業希望者の支援を行っています
本事業においては産業競争力強化法に基づく認定市区町村での創業のみを対象とします
また、上記に加え、創業予定の認定市区町村又は当該認定市区町村の認定連携創業支援事業者から同法に基づく認定特定創業支援事業を受ける者の事業のみを対象とします。既に同事業を受けた者だけではなく、補助事業期間中に同事業を受ける者についても対象とします
上記を証する書類として、認定市区町村又は認定連携創業支援事業者からの確認書の提出が必要となります</td></tr>
<tr><td>奨励金額</td><td>＜補助対象経費＞
補助事業実施のために必要となる経費は、以下の①～③の条件をすべて満たすものを対象とします
①使用目的が本事業の遂行に必要なものと明確に特定できる経費
②交付決定日以降、補助事業期間内の契約・発注により発生した経費（※３）
③証拠書類等によって金額・支払等が確認できる経費
※３　人件費・店舗等借入費・設備リース費について、交付決定日より前の契約であっても、交付決定日以降に支払った補助事業期間分の費用は、対象となります
その他、対象となる経費、ならない経費についての詳細は、上記 QR コード（ホームページ）よりご確認ください

＜補助率・金額＞
補助対象と認められる経費の２分の１以内であって、以下の通りとなります
<table>
<tr><th>類型</th><th>補助率</th><th>補助金額の範囲</th></tr>
<tr><td>外部資金調達がある場合</td><td>補助対象経費の２分の１以内</td><td>50 万円以上～200 万円以内</td></tr>
<tr><td>外部資金調達がない場合</td><td>補助対象経費の２分の１以内</td><td>50 万円以上～100 万円以内</td></tr>
</table></td></tr>
</table>

（次頁へつづく）

補助事業期間	補助事業期間は、交付決定日から最長で令和 1 年 12 月 31 日までとなります ※補助事業期間完了日までに個人開業又は会社・企業組合・協業組合・特定非営利活動法人の設立を行う必要があります 【平成 31 年度】 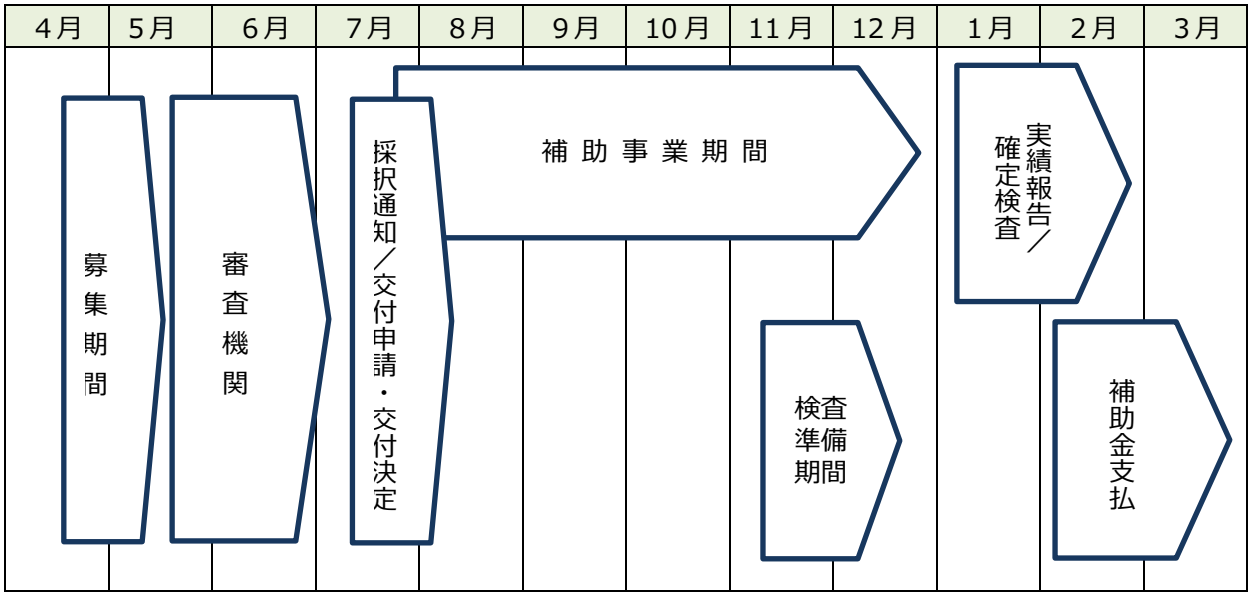
問い合わせ先	＜認定市区町村窓口＞ 朝来市　産業振興部　経済振興課　あさご元気産業創生センター　　☎079-672-2816 ＜具体的な手続きについて＞ 地域創造的起業補助金事務局　　☎03-6272-9180 ＜創業支援全般に係る相談窓口＞ 公益財団法人　ひょうご産業活性化センター　よろず支援拠点　　☎078-977-9085 ※よろず支援拠点サテライト相談所が開設。詳細は 70 ページをご確認ください

企業の就業者確保・定着に関する支援

朝来市の制度

46　朝来市企業就業者確保支援補助金

内　　容	市では、市内企業への人材確保や若年者の地元就職・定着を図るため、若手社員の奨学金返還を支援する市内企業への補助を行います 従業員の奨学金返済支援制度（※）を設けている市内企業に対して、その負担額の一部を補助すます ※補助を受けるためには、社内制度を設けていただくことが必要です。個別規定を作成する、就業規則に盛り込む、福利厚生制度として運用するなど、企業において自由に設定してください
要　　件	下記に該当する事業所とする ●市内の企業等（市内に事業所を有する個人又は法人で、市内において１年以上引き続き事業を営んでいること） ※国又は地方公共団体、特別地方公共団体は除く ●対象従業員に対して奨学金返済支援制度を設けていること
奨励金額	●対象従業員１人あたりの年間返済額を補助対象額とし、その３分の１を補助 ●補助上限は年６万円（ただし、企業が対象従業員に支給した額の２分の１の額が６万円を下回る場合は、その額）

«従業員の年間返済額と企業支援額に応じた補助金の例»

	従業員の年間返済額	企業の支援総額	市の補助額	企業の実質負担額
ケース１	18 万円	10 万円	５万円（企業支援額の１/２）	５万円
ケース２	20 万円	15 万円	６万円（上限６万円）	９万円
ケース３	20 万円	10 万円	５万円（企業支給額の１/２）	５万円
ケース４	12 万円	10 万円	４万円（年間支給額の１/３）	６万円
ケース５	12 万円	６万円	３万円（企業支給額の１/２）	３万円

助成期間	対象従業員１人につき、最大５ヶ年（就職５年目の者であれば、補助期間は最長１年間） ※平成 30～令和２年度
対象従業員	●正社員である者 ●日本学生支援機構の奨学金を受給し、返済義務のある者 ●申請時点で、当該企業に就職後５年以内の者 ●申請時点で、市内事業所に勤務する者 ●30 歳未満の者（申請年度末時点で 29 歳以下の者）
そ の 他	兵庫県においても同様の補助金制度を設けており、両制度を受ければ更に本人負担が軽減されます
問い合わせ先	朝来市　産業振興部　経済振興課　　☎079-672-2816

兵庫県の制度

47　兵庫型奨学金返済支援制度

内　　容	兵庫県、神戸市、姫路市、尼崎市、明石市及び西宮市では、中小企業の人材確保や若年者の県内就職・定着を図るため、若手社員の奨学金返済を支援する中小企業への補助を行っています 従業員の奨学金返済支援制度を設ける県内中小企業に対して、その負担額の一部を補助します
要　　件	●本社が兵庫県内にある中小企業 ●京都府就労・奨学金返済一体型支援事業対象中小企業（京都府内本社に限る）の県内事業所 ●下記の対象従業員に対して、奨学金返済負担軽減制度を設けていること
奨励金額	●対象従業員１人あたりの年間返済額を補助対象額とし、その３分の１の額 ●補助上限は年６万円。ただし、企業の対象従業員に対する支出額の２分の１の額が６万円を下回る場合は、その額
助成期間	対象従業員１人につき、最長５年（就職５年目の者であれば、補助期間は最長１年）
対象従業員	対象企業に勤務し、以下の要件を全て満たす者 ●正社員である者 ●日本学生支援機構の奨学金を受給し、返済義務のある者 ●申請時点で当該企業に就職後５年以内の者 ●申請時点で県内事業所に勤務する者 ●30 歳未満の者（申請年度末時点で 29 歳以下の者）
そ の 他	従業員に対する支援額や支払方法（毎月払い、ボーナス時一括払い等）は、企業において自由に設定してください 対象となる従業員の年間返済額や、従業員に対する企業の支援額に応じて補助を行います なお、支援制度は就業規則や賃金規定などの社内規定で定めていただく必要があります。具体的な方法、内容等につきましては、ご相談に応じます
問い合わせ先	一般財団法人　兵庫県雇用開発協会　　☎078-362-6583

48　企業情報発信支援事業

内容	新規学卒者等の採用に苦労している中小企業の人材確保対策のため、採用力・定着力強化に向けた取組を実施する県内中小企業への補助を行っています ＜補助対象経費＞ 自社 HP 改修費、民間求人メディア掲載料、民間就職フェア出展料
要件	●県内に本社又は主たる事業所を置く中小企業 ●今後１年間の採用計画数が直近１年間の採用実績数を上回っていること
奨励金額	●補助率：補助対象経費の１/２　　●補助上限額：１社あたり 200 千円
問い合わせ先	但馬県民局　地域政策室　地域づくり課　　☎0796-26-3686

国の制度

49　人材確保等支援助成金

内　　容

事業主が、雇用管理制度（評価・処遇制度、研修制度、健康づくり制度、メンター制度、短時間正社員制度（保育事業主）のみ）の導入等による雇用管理改善を行い、離職率の低下に取り組んだ場合に助成するものです
また、介護事業主が介護福祉機器の導入等を通じて、離職率の低下に取り組んだ場合や、介護事業主または保育事業主が労働者の職場への定着の促進に資する賃金制度の整備を通じて、介護労働者や保育労働者の離職率の低下に取り組んだ場合も助成対象となります

【コース】
1．雇用管理制度助成コース
2．介護福祉機器助成コース
3．介護・保育労働者雇用管理制度助成コース

要　　件

受給するためには、事業主（雇用管理制度助成コースにおいて短時間正社員制度を導入する場合は保育事業主、介護福祉機器助成コースの場合は介護授業主、介護・保育労働者雇用管理制度助成コースの場合は介護・保育事業主）が、次の措置を実施することが必要です

1．雇用管理制度助成コース＜制度導入助成はございません＞
【目標達成助成】
（1）雇用管理制度整備計画の認定
次の①～⑤の雇用管理制度の導入を内容とする雇用管理制度整備計画を作成し、管轄の労働局の認定を受けること
①評価・処遇制度
②研修制度
③健康づくり制度
④メンター制度
⑤短時間正社員制度（保育事業主のみ）

（2）雇用管理制度の導入・実施
（1）の雇用管理制度整備計画に基づき、当該雇用管理制度整備計画の実施期間内に、雇用管理制度を導入・実施すること

（3）離職率の低下目標の達成
（1）、（2）の実施の結果、雇用管理制度整備計画期間の終了から1年経過するまでの期間の離職率を、雇用管理制度整備計画を提出する前1年間の離職率よりも、下表に掲げる目標値(※)以上に低下させること
※低下させる離職率の目標値は対象事業所における雇用保険一般被保険者数に応じて変わります

対象事業所における雇用保険一般被保険者の人数区分	1～9人	10～29人	30～99人	100～299人	300人以上
低下させる離職率（目標値）	15%	10%	7％	5％	3％

（次頁へつづく）

要　件（つづき）

2．介護福祉機器助成コース

【機器導入助成】

（1）導入・運用計画の認定

介護労働者の労働環境向上のための介護福祉機器の導入・運用計画を作成し、管轄の労働局長の認定を受けること

（2）介護福祉機器の導入等

（1）の導入を実施し、導入効果を把握すること

【目標達成助成】

【機器導入助成】（1）、（2）の実施の結果、導入・運用計画期間の終了から1年経過するまでの期間の離職率を、導入・運用計画を提出する前1年間の離職率よりも、下表に掲げる目標値(※)以上に低下させること（ただし、離職率は30%を上限とします）

※低下させる離職率の目標値は対象事業所における雇用保険一般被保険者数に応じて変わります

対象事業者における雇用保険一般被保険者の人数区分	1～9人	10～29人	30～99人	100～299人	300人以上
低下させる離職率（目標値）	15%	10%	7%	5%	3%

3．介護・保育労働者雇用管理制度助成コース＜介護労働者雇用管理制度助成コース及び保育労働者雇用管理制度助成コースを統合しました＞

【制度整備助成】

（1）介護・保育賃金制度整備計画の認定

介護・保育賃金制度整備計画を作成し、管轄の労働局の認定を受けること

（2）賃金制度の整備・実施

（1）の介護・保育賃金制度整備計画に基づき、当該介護・保育賃金制度整備計画の実施期間内に、賃金制度を整備・実施すること

【目標達成助成（第1回）】

【制度整備助成】（1）、（2）の実施の結果、介護・保育賃金制度整備計画期間の終了から1年経過するまでの期間の離職率（以下、「評価時離職率（第1回）」という）を、介護・保育賃金制度整備計画を提出する前1年間の離職率よりも、下表に掲げる目標値(※)以上に低下させること（ただし、離職率は30%を上限とします）

※低下させる離職率の目標値は対象事業所における雇用保険一般被保険者数に応じて変わります

対象事業所における雇用保険一般被保険者の人数区分	1～9人	10～29人	30～99人	100～299人	300人以上
低下させる離職率（目標値）	15%	10%	7%	5%	3%

【目標達成助成（第2回）】

【目標達成助成（第1回）】の実施の結果、介護・保育賃金制度整備計画期間の終了から3年経過するまでの期間の離職率が、評価時離職率（第1回）を維持していること（ただし、離職率は20%を上限とします）

（次頁へつづく）

<table>
<tr><td>要　　件
（つづき）</td><td>この他にも、雇用関係助成金共通の要件などいくつかの受給要件がありますので、詳しくは上記 QR コード（ホームページ）をご確認いただくか、下記「お問い合わせ先」までお問い合せください</td></tr>
<tr><td>奨励金額</td><td>本助成金は、導入した制度等に応じて、下記の額が支給されます

１．雇用管理制度助成コース
<table><tr><td>目標達成助成</td><td>57 万円（生産性要件を満たした場合は 72 万円）</td></tr></table>
２．介護福祉機器助成コース
<table><tr><th>助成対象費用</th><th>支給額</th></tr><tr><td>介護福祉機器の導入費用（利子を含む）</td><td rowspan="3">【機器導入助成】
左記の合計額の 25%（上限 150 万円）

【目標達成助成】
左記の合計額の 20%（生産性要件を満たした場合は 35%）
（上限 150 万円）</td></tr><tr><td>保守契約費</td></tr><tr><td>機器の使用を徹底させるための研修</td></tr></table>
３．介護・保育労働者雇用管理制度助成コース
<table><tr><td>制度整備助成</td><td>50 万円</td></tr><tr><td>目標達成助成（第１回）</td><td>57 万円（生産性要件を満たした場合は 72 万円）</td></tr><tr><td>目標達成助成（第２回）</td><td>85.5 万円（生産性要件を満たした場合は 108 万円）</td></tr></table>
※生産性要件についは上記 QR コード（ホームページ）よりご確認くださいませ</td></tr>
<tr><td>申請先</td><td>＜兵庫県内＞
兵庫県労働局職業対策課（ハローワーク助成金デスク）、
ハローワーク神戸・三田出張所・灘・尼崎・西宮・姫路・加古川・伊丹・明石・豊岡・香住出張所・八鹿出張所・西脇・洲本・柏原・篠山出張所・西神・龍野・相生出張所・赤穂出張所</td></tr>
<tr><td>問い合わせ先</td><td>国　厚生労働省　　☎03-5253-1111
兵庫労働局総務部総務課　　☎079-672-2116
※「申請先」記載の各ハローワークでもお問い合わせを受け付けております</td></tr>
</table>

消費税軽減税率制度の実施に伴う支援

国の制度

50　軽減税率対策補助金

内　　容

消費税軽減税率制度の実施に伴い対応が必要となる中小企業・小規模事業者等に対して、複数税率対応レジの導入や、受発注システムの改修等に要する経費の一部を補助することにより、導入等の準備が円滑に進むよう支援する制度です

複数税率対応として、３つの申請類型があります

A 型	B 型	C 型
«複数税率対応レジの導入支援» 日頃から軽減税率対象商品※を販売しており、将来にわたり継続定期に販売を行うために複数税率対応レジ又は区分記載請求書等保存方式に対応した請求書等を発行する券売機を導入又は改修する必要のある事業者が対象です	«受発注システムの改修等支援» 電子的受発注システムを使用して日頃から軽減税率対象商品※を取引しており、将来にわたり継続的に取引を行うために受発注システムを改修・入替する事業者が対象です	«請求書管理システムの改修等支援» 日頃から軽減税率対象商品※を取引しており、軽減税率に対応した請求書の発行を円滑に行うために、請求書管理システムを改修・導入する事業者が対象です

※酒類、外食を除く（外食におけるテイクアウト、宅配等は軽減税率の対象）

要　　件

A型　複数税率対応レジの導入等支援

A 型は、レジの種類や複数税率への対応方法（導入／改修）により合計４種類の申請方法に分かれます

A-1 型　レジ・導入型 複数税率対応の機能を有するPOS機能のないレジを対象機器とし、その導入費用を補助対象とします	A-2 型　レジ・改修型 複数税率非対応のレジを、対応レジに改修する場合の費用を補助対象とします
A-3 型　モバイル・POS レジシステム 複数税率対応した継続的なレジ機能サービスをタブレット、PC、スマートフォンを用いて利用し、レシートプリンタを含む付属機器を組み合わせてレジとして新たに導入するものを補助対象とします	A-4 型　POS レジシステム POS レジシステムを複数税率に対応するように改修または導入する場合の費用を補助対象とします
A-5 型　券売機 券売機を区分記載請求等保存方式に対応するように改修または導入する場合の費用を補助対象とします	A-6 型 消費税軽減税率制度の実施前に、複数税率対応レジ等の商品マスタ設定をする場合の費用を補助対象とします

（次頁へつづく）

要　　件（つづき）

B型　受発注システムの改修等支援

B型は、指定事業者に改修等を依頼するか、事業者自身で行うかで２種類の申請方式に分かれます

B-１型	B-２型
改修・入替をシステムベンダー等に発注・実施する場合請け負う指定事業者による代理申請 （リース利用する場合は指定リース事業者を含む３者で申請） ※リースによる導入も補助対象となります	中小企業・小規模事業者等が自らパッケージ製品・サービスを購入し導入する場合 B-2 型は、事前申請から事後申請に変更となりました。公募要領ならびに申請書式が変更となりましたので、あらたにダウンロードしてください

C型　請求管理システムの改修等支援

C型は、３種類の申請方式に分かれます

C-1 型　請求書管理システム 指定事業者改修・導入型	C-2 型　請求書管理システム ソフトウェア自己導入型
改修・入替をシステムベンダー等に発注・実施する場合請け負う指定事業者による代理申請 （リース利用する場合は指定リース事業者を含む３者で申請）	中小企業・小規模事業者等自らパッケージ製品・サービスを購入し導入する場合
C-3 型　請求管理システム 事務機器改修・導入型 ハードウェアと一体化した請求書管理システム・事務機器を改修・導入する場合 代理申請協力店による代理申請 （リース利用する場合は指定リース事業者との共同申請）	

その他各要件については上記 QR コードよりご確認ください

奨励金額

型	区分	補助率	補助金上限額
A-1 型	１．レジ本体機器 レジ不足機器等 レジ専用ソフトウェア	レジ１台のみと附属機器等を導入した場合で、その合計額が３万円未満の場合４/５※2 レジを２台以上またはレジ１台のみと附属機器の合計額が３万円以上の場合３/４	１台あたり 上限 20 万円※1
	２．設置に要する経費	３/４	導入するレジの台数×20 万円が上限
A-2 型	１．レジ改修費	３/４	１台あたり 上限 20 万円
	２.商品マスタのフォーマット改修に係る費用及び設定変更に要する費用		
	３.レジ専用ソフトウェアの改修に要する費用※3		

（次頁へつづく）

奨励金額（つづき）				
	型	区分	補助率	補助上限額
	A-3 型	1．タブレット等	モバイル POS レジシステム（1 システム）の導入費用（設置に要する経費は含まない）が 3 万円未満の場合は補助率 4/5[※4] となります。但し、タブレット、PC 又はスマートフォンの補助率は 1/2 となります	1 システムあたり 上限 20 万円[※5]
		2．付属機器及び 対象サービス導入費	3/4	
		3．設置に要する経費	3/4	1 システムあたり 上限 20 万円
	A-4 型	«POS レジ及び POS システムの導入» 1-1．POS レジの導入	3/4・1/2[※6]	1 台あたり 上限 20 万円[※7]
		レジ附属機器等	3/4	
		1-2．設置に要する経費		導入する POS レジの台数×20 万円が上限額[※8]
		2-1．POS システムの導入 システム附属機器等	3/4	POS システムの導入に要した経費を連携する POS レジの台数で除して、これに 1 台当たりの POS レジ（レジ附属機器等の額を含む）の導入費用とを合算した額の上限が 20 万円[※7]
		2-2．設置に要する経費		連携する POS レジの台数×20 万円が上限[※8]
		«POS レジ及び POS システムの改修» 1．POS レジの改修	3/4	1 台あたり 上限 20 万円[※9]
		2．POS システムの改修	3/4	POS システムの改修に要した経費を連携する POS レジの台数で除し、これに各 POS レジの改修費用を合算した額の上限額が 20 万円[※9]
	A-5 型	改修 1．券売機の改修	3/4	1 台あたり上限 20 万円
		導入 2-1．券売機の導入	3/4	1 台あたり上限 20 万円
		2-2．設置に要する経費	3/4	導入する券売機の台数×20 万円が上限額
	A-6 型	1．商品マスタの設定に係る費用	3/4	1 台あたり上限 20 万円
		2．複数税率対応のための設定変更に係る費用		
		3．商品マスタの設定作業に係る経費		

（次頁へつづく）

奨励金額（つづき）

※１　レジ専用ソフトウェア等の導入費用も併せて申請する場合、その導入費用を導入するレジ数で除して、その１台あたりの費用も含めて、１台あたりの上限を算出してください

※２　累計２台以上導入して補助金申請を行った場合、１台目も含めて補助率は３/４となります

※３　レジの改修と併せてレジ専用ソフトウェアを改修した場合、レジ専用ソフトウェアの改修に要する費用を改修するレジ数で除してその１台あたりの費用を各レジ改修費用に合算して、１台あたりの上限額は 20 万円となります。（レジ専用ソフトウェアの改修に要する費用のみの申請は不可）

※４　累計２システム以上導入して補助金申請を行った場合、１システム目も含めて補助率は３/４となります

※５　上記区分の②対象サービス導入費及び③の経費は対象パッケージが複数システムで構成されている場合は、システム数で除して、その費用も含めて、１システムあたりの上限を算出します

※６　POS 機能を有するソフトウェアを汎用端末にインストール等して利用する場合の汎用端末については補助率１/２となります

※７　POS システムと POS レジを合わせて導入する場合は、POS システム導入に要及びシステム附属機器等に係る経費は連携する POS レジの台数で除して、これに補助率を乗じた額を各 POS レジの１台当たりの額に加算して算定を行います

※８　POS レジのみ導入した場合は、導入した POS レジ台数×20 万円が上限額です
POS システムのみを導入した場合あるいは POS システムと POS レジを合わせて導入した場合は、導入費と設置に要する経費を合算した額と、POS システムに連携するレジ台数に 20 万円を乗じた額とのいずれか低い額が上限となります

※９　POS システムと POS レジを合わせて改修する場合、POS システムの改修費用を連携する POS レジの台数で除して、その１台あたりの費用を各 POS レジの改修費用に合算して、１台あたりの上限額は 20 万円となります

型	区分	補助率	補助上限額
B-1 型	（小売事業者等の）発注システムの場合	3/4	1,000 万円
	（卸売事業者等の）受注システムの場合		150 万円
B-2 型	（小売事業者等の）発注システムの場合	3/4	1,000 万円
	（卸売事業者等の）受注システムの場合		150 万円

※補助対象範囲外の機能を含むパッケージ製品・サービスについては、初期購入費用（「補助対象経費」の初期費用①、初期費用②）の１/２を補助対象経費とし、これに補助率３/４を乗じるものとします

<table>
<tr><th>型</th><th colspan="2">区分</th><th>補助率</th><th colspan="2">補助上限額</th></tr>
<tr><td rowspan="8">C-1 型</td><td rowspan="5">改修作業費</td><td>設計（基本設計・詳細設計）</td><td rowspan="6">3/4
（補助対象範囲外の機能は含まない）</td><td rowspan="7">－</td><td rowspan="8">１事業者あたり
150 万円</td></tr>
<tr><td>構築</td></tr>
<tr><td>テスト</td></tr>
<tr><td>データ移行</td></tr>
<tr><td>本番環境構築</td></tr>
<tr><td colspan="2">付帯費用</td></tr>
<tr><td colspan="2">ソフトウェア</td><td>3/4
補助対象範囲外の機能を含むソフトウェアについては、ソフトウェアの購入費用の１/２を補助対象経費とし、これに補助率３/４を乗じるものとします</td></tr>
<tr><td colspan="2">ハードウェア
（汎用端末）</td><td>1/2</td><td>１事業者あたりのハードウェア
10 万円</td></tr>
</table>

（次頁へつづく）

<table>
<tr><td>奨励金額
（つづき）</td><td>
<table>
<tr><th>型</th><th colspan="2">区分</th><th>補助率</th><th colspan="2">補助上限額</th></tr>
<tr><td rowspan="2">C-2 型</td><td>ソフトウェア</td><td>3/4
補助対象範囲外の機能を含むソフトウェアについては、ソフトウェアの購入費用の 1/2 を補助対象経費とし、これに補助率 3/4 を乗じるものとします</td><td>ー</td><td colspan="2" rowspan="2">1 事業者あたり 150 万円</td></tr>
<tr><td>ハードウェア</td><td>1/2</td><td>1 事業あたりのハードウェア 10 万円</td></tr>
<tr><td rowspan="3">C-3 型</td><td>改修</td><td>1．事務機器の改修</td><td>3/4</td><td>1 事業者あたり 150 万円</td><td rowspan="3">1 事業者あたり 150 万円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">導入</td><td>2-1．事務機器の導入</td><td>3/4</td><td>1 台あたり 20 万円</td></tr>
<tr><td>2-2．設置に要する経費</td><td>3/4</td><td>導入する事務機器の台数×20 万円が上限額</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>補助事業期間</td><td>
1．対象となる製品の導入期間（補助対象期間）
<table>
<tr><td>A-1 型
A-2 型
A-3 型
A-4 型
B-1 型
B-2 型</td><td>「所得税等の一部を改正する法律」の成立日（2016 年 3 月 29 日）から 2019 年 9 月 30 日までの間とします

（A-1 型／A-3 型／A-4 型）
※導入完了日（設置日）が補助対象期間内であっても、レジの購入日が 2016 年 3 月 28 日以前である場合は補助対象となりません
※リース契約を利用する場合は、リース契約日及びリース開始日が当該期間であることが必要です</td></tr>
<tr><td>A-5 型
A-6 型
C-1 型
C-2 型
C-3 型</td><td>2019 年 1 月 1 日から 2019 年 9 月 30 日までの間とします

（A-5 型／C-2 型）
※導入完了日（設置日）が補助対象期間内であっても、購入日が 2018 年 12 月 31 日以前である場合は補助対象となりません。
※リース契約を利用する場合は、リース契約日及びリース開始日が当該期間であることが必要です
（C-1 型／C-3 型）
※導入期間（納入・導入日及び支払い完了を含む）は、2019 年 1 月 1 日以降の導入着手から 2019 年 9 月 30 日までとします
導入期間が補助対象期間内であっても、購入日が 2018 年 12 月 31 日以前である場合は補助対象となりません
※リース契約を利用する場合は、リースの開始日以降に補助金交付申請を行ってください</td></tr>
</table>
★受付期限：2019 年 12 月 16 日«消印有効»
</td></tr>
<tr><td>そ の 他</td><td>詳細については上記 QR コード（ホームページ）よりご確認ください</td></tr>
<tr><td>問い合わせ先</td><td>国税庁　軽減税率対策補助金事務局　　☎0570-081-222</td></tr>
</table>

受動喫煙対策にかかる中小事業者への支援策

県の制度

51　（観光・商業資金）受動喫煙対策整備貸付

内　容

受動喫煙の防止を図るため、店舗内禁煙化や喫煙室の設置などの措置を行おうとする中小企業者等が必要とする資金を円滑に融資する

利率	年 0.90%	信用保証	原則として保証を付ける
限度額	１箇所　1,000 万円 （複数店舗を有する事業者や、喫煙室を複数設置する場合には、喫煙室１箇所あたり 1,000 万円を限度とします）		
貸付期間	７年以内（うち据置１年以内	保証人・担保	保証協会又は金融機関の定めるところによる（第三者保証人不要）

要　件

＜資金使途＞
受動喫煙防止措置に伴う改修等に必要な設備資金
※区分分煙措置（壁等による禁煙席と喫煙席の分割など）の設備の撤去に係る費用を含む

次の①及び②のいずれにも該当する中小企業者及び組合等
①県内で事業を営む者
②店舗内禁煙化や喫煙室の設置など受動喫煙防止措置を行おうとする者

＜喫煙室の構造等の要件＞
１）室外から室内への気流は 0.2m毎秒以上
２）壁、天井等により区画
３）たばこの煙は屋外に排気
４）次の内容を含む標識を掲示
　→その場所が喫煙区域である
　→20 歳未満の者及び妊婦の立入り禁止である

適用期間　令和元年 10 月１日（火）融資申込分から

申 込 先　取扱金融機関、信用保証協会

問い合わせ先　兵庫県　産業労働部産業振興局　地域金融室　　☎078-362-3321

本誌には主に市・県の支援内容をまとめています。
この他にも県･国の支援策がございますので､ご相談等もお気軽に下記**「朝来市　産業振興部　経済振興課」**までお問い合せくださいませ。
また、**支援内容が変更になる場合や、申込み期限等**もございますので、詳細については支援施策内容ごとに添付しております QR コードより、ホームページをご確認いただきますよう、よろしくお願いいたします。
※QR コード先のホームページの情報が更新されていない場合がございます。
　詳細につきましては各支援施策問い合せ機関までお問い合わせください。

相談窓口一覧

【朝来市内相談所】

相談窓口	支援内容	問い合わせ先
朝来市　産業振興部　経済振興課	経済に関係する相談全般 （総合窓口）	TEL　079-672-2816 Mail　keizai@city.asago.lg.jp
あさご元気産業創生センター	創業や新たな事業展開をはじめ、企業発展に関わる人材育成、雇用対策など様々な相談をトータルサポートいたします	上記に同じ HP　https://www.a-pic.network
朝来市商工会	商工会法による公益法人 地域総合経済団体	TEL　079-672-4844 Mail　shokokai@asago.org HP　http://www.asago.org/
中小企業庁 兵庫県よろず支援拠点 (公財)ひょうご産業活性化センター内 朝来出張所	国が全国都道府県に設置した無料で何回でも利用ができる経営相談窓口です。解決が困難な経営課題を支援チームでサポートします **★事前予約制** **★相談無料** 【会場】 朝来市役所　本庁 【相談時間】 ①11:00～12:00 ②13:15～14:15 ③14:30～15:30 ④15:45～16:45 予め電話で相談内容をお伝えの上、相談日時をご予約ください	「あさご元気産業創生センター」にてご予約を承っております TEL　079-672-2816 また、下記でもご予約が可能です TEL　078-977-9085 （兵庫県よろず支援拠点） HP https://yorozu.smrj.go.jp/base/

【その他相談所】

<ひょうご・神戸経営相談センター>

神戸市産業振興センタービル１階で（公財）神戸市産業振興財団、神戸商工会議所と連携し、相談窓口を一元化して対応します

■総合相談窓口

曜日毎に異なる中小企業診断士などの相談員が、中小企業の経営相談に無料で対応します

〇相談時間：平日９時～12 時、13 時～17 時

	月	火	水	木	金
起業・経営	中小企業診断士（販路開拓）	中小企業診断士（ものづくり）	社会保険労務士（労務）	中小企業診断士（情報）	中小企業診断士（財務）
金融	―	信用保証協会相談員	信用保証協会相談員	信用保証協会相談員	―

※（　）内は得意とする専門分野

※起業相談では、オーダーメイド型特別相談（基礎コース・応用コース・経営相談コースのマンツーマンのセミナー）も随時募集しています

創業・経営相談のほか、専門相談（無料）も実施しています

＊農商工連携・地域資源活用・新連携事業に係る相談会
　～中小機構近畿による出張相談～（原則第２火曜日）

＊創業と経営革新に係る金融相談
　～日本政策金融公庫による出張相談～（原則第２・４月曜日午前）

〇相談方法：来所（要事前予約）、電話、電子メール（keiei1@staff.hyogo-iic.ne.jp）

〇問い合せ：相談窓口案内　　☎078-977-9079

■経営専門家派遣

中小企業診断士などの専門家が貴社を訪問し、経営上の課題解決をお手伝いします

派遣回数	10 回まで
派遣時間	１回あたり３時間程度

※派遣費用の２分の１は企業の負担となります

※神戸市内の企業は原則として神戸市産業振興財団の専門家派遣をご利用ください

〇課題例

＊経営計画を策定し、経営革新に取り組みたい
＊新製品の販売戦略を構築したい
＊店舗レイアウトの見直しなどで売場を活性化したい
＊製造工程を見直し、コストダウンを図りたい　など

〇問い合せ：経営・商業支援課　　☎078-977-9084

あなたはまちの未来
ASAGOiNG

【問い合わせ先】
朝来市　産業振興部　経済振興課
TEL　079-672-2816
FAX　079-672-3220